

平成31年 3月11日

◎明神委員長 ただいまから、総務委員会を開会いたします。

(9時59分開会)

本日の委員会は、先週金曜日に引き続き「付託事件の審査等について」であります。

#### 《教育委員会》

◎明神委員長 それでは、教育委員会について行います。

まず、議案について教育長の総括説明を求めます。

なお、教育長に対する質疑は、各課長に対する質疑とあわせて行いたいと思いますので、御了承願います。

◎伊藤教育長 教育委員会でございます。

まず、議案の説明をさせていただきます。教育委員会所管の議案は、平成31年度高知県一般会計予算など予算議案4件と条例議案の4件、合わせて8件となっております。

まず、平成31年度当初予算につきまして御説明をいたします。

お手元にお配りしております資料、総務委員会資料の議案説明資料の1ページをお願いいたします。平成31年度の当初予算の総括表でございます。一般会計予算につきましては、総額896億9,266万9,000円で平成30年度当初予算額と比較しますと、36億587万5,000円の減額、前年度比で96.1%となっております。このうち、教職員の給与や退職手当などの人件費は、700億8,000万円余りで、前年度比約15億円の減額。人件費を除いた、いわゆる政策的な予算としましては、196億1,000万円余りで約21億円の減額となっております。人件費を除きます予算の主な増減項目につきましては、その下の表をごらんください。まず、増額の主な要因としまして、病弱特別支援学校の校舎及び寄宿舎の整備や、本年10月にスタートします幼児教育・保育の無償化に伴う国からの交付金の増などがございます。下段に減額の主な要因を記載しております。高知国際中学校・高等学校、それから須崎総合高等学校の工事がほぼ終わってきたことなどになっております。

上の総括表にお戻りください。特別会計でございます。特別会計は、高等学校等奨学金特別会計予算として3億円余りを計上しております。

次に、3ページをお開きください。

平成31年度当初予算につきまして、「教育等の振興に関する施策の大綱」と「第2期教育振興基本計画」に掲げた施策の基本方向に沿って、ポイントを整理しております。

1つ目の大きな柱、チーム学校の取り組みの徹底につきましては、左上の囲みの中で、左側に小・中学校、右側に高等学校・特別支援学校と分類しまして、それぞれ知・徳・体の分野ごとに施策を整理しております。

まず、「知」の分野でありますチーム学校の構築による学力の向上のうち、小・中学校における取り組みとしましては、2つ目の丸、中学校組織力向上のための実践研究事業と

しまして、複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科のタテ持ちや同じ教科の教員が複数配置されていない小規模校における教科の枠を超えた学び合いの取り組みを全ての市町村立中学校に拡大することなどによりまして、中学校の組織的な授業改善の取り組みを徹底してまいります。あわせて、小学校においても若年教員を育成するためのメンター制を新たに導入しまして、OJTの活性化を通じて、授業力の向上を図る取り組みをスタートするなど、組織的な授業改善の取り組みを県全体で構築してまいります。また、高等学校・特別支援学校における主な取り組みとしましては、マネジメント力強化事業の中に、来年度から全国的に導入されます高校生のための学びの基礎診断を活用して学力の定着に向けたPDCAサイクルの構築につなげていくため、学校支援チームの訪問指導体制を確立しまして、各学校への助言や指導を通じて授業改善に向けた取り組みの強化を図ってまいります。

次に、「徳」の分野でありますチーム学校による生徒指導上の諸課題の改善につきましては、いじめや不登校などの未然防止の観点から、高知夢いっぱいプロジェクト推進事業。また、早期発見、早期対応の観点からは、いじめ防止対策等総合推進事業や教育相談体制の充実などの取り組みを進めてまいります。

次に、「体」の分野であります。チーム学校による体力・運動能力の向上、健康的な生活習慣の定着では、体育授業等改善促進事業において、各地域における体育事業の中核教員を育成し授業改善を推進してまいりますとともに、がん教育総合支援事業など健康教育の充実に向けた取り組みも拡充してまいります。さらに、運動部活動サポート事業では、顧問にかわり、単独で指導や引率が可能な運動部活動指導員の配置を拡充しまして、部活動の充実とあわせて教員の負担軽減につなげてまいります。

次に、教員の働き方改革に向けた取り組みの推進では、子供と向き合う時間の確保や教員の肉体的、精神的な負担の軽減を図るため、校務支援員配置事業によりまして、教員の事務的業務を補助するスクール・サポート・スタッフの配置を拡充してまいります。さらに教員の成績処理などの事務負担を大幅に軽減する校務支援システムを来年度は約7割の市町村立小学校、小中学校に導入してまいります。

2つ目の大きな柱であります厳しい環境にある子供たちの支援の充実につきましては、就学前から高等学校までの各段階に応じた切れ目のない対策を実施してまいります。

まず、就学前の支援の充実としまして、保育所への家庭支援推進保育士や市町村へのスクールソーシャルワーカーなどの配置を拡充し、関係機関との連携した支援体制を整えてまいりますとともに、親育ち支援の取り組みの推進により、保護者の子育て力の向上につなげてまいります。また就学後は、放課後等における学習の場の充実を図るため、放課後等における学習支援事業において、児童生徒一人一人に効果的な個別支援が行えるよう32市町村の200小中学校に学習支援員を配置するとともに、新・放課後子供総合プラン推進事

業において、放課後の安全安心な居場所である児童クラブの設置拡大を図ってまいります。さらに、不登校の予防と支援に向けた体制の強化では、引き続きスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を拡充し、教育相談体制の充実を図ってまいりますとともに、昨年11月に設置しました不登校対策チームと県内の不登校児童生徒数の約半数を抱える高知市が新設します不登校対策アドバイザーとが連携し、不登校の未然防止や早期対策、対応に向けて各学校の支援を実施してまいります。また、いじめ防止等の総合的な取り組みの推進に向けて、地域の学校が協働し、地域ぐるみで子供を育てる仕組みである地域学校協働本部の設置を拡大してまいります。

次に、3つ目の柱になります就学前の子供たちの教育・保育の充実では、どこにいても質の高い教育、保育を受けられる環境づくりに向けまして、園内研修への支援や県が策定したガイドラインなどの活用促進などにより、保育者の資質や専門性の向上を図るとともに、親育ち支援推進事業による保護者の子育て力の向上との両輪で取り組みを進めてまいります。

次に、4つ目の柱であります市町村教育委員会との連携・協働の充実・強化につきまして、教育版「地域アクションプラン」推進事業において、教育大綱や第2期教育振興基本計画の基本方向などを踏まえまして、知・徳・体の目標の達成に向けて、各市町村が推進する自主的、主体的な取り組みを支援してまいります。

次に、5つ目の柱であります生涯にわたって学び続ける環境づくりでは、オーテピア高知図書館の資料情報のさらなる充実などにより、図書館の機能の一層の充実を図るとともに、提供するサービスをより多くの県民の皆様に周知し、図書館の利活用を促進してまいります。あわせて、市町村立図書館等への貸し出し資料の充実、人材育成などの支援も強化をしてまいります。また、高知みらい科学館につきましても、県内全域の理科教育、科学文化の振興を図るため、高知市の運営に要する経費を負担してまいります。

次に、学校等における南海トラフ地震対策につきましても、地震発生時に避難所となる県立学校の体育館の避難所機能を維持するために、非構造部材等の耐震化を進めてまいります。また、保育所・幼稚園などの地震対策として、3園の高台移転を初め、耐震化や耐震診断などへの補助を行ってまいります。さらに、防災教育の推進では引き続き教職員への研修会の実施や副読本を活用した防災教育を推進するとともに、来年度も高校生津波サミットを開催しまして、高校生が学習会や被災地訪問などを通じて、防災に関する知見を高め、主体的な活動を積極的に行えるように支援をしてまいります。

最後に、県立高等学校再編振興計画の推進につきましても、昨年12月に策定しました後期実施計画に掲げる振興策の確実に実施するための取り組みを推進してまいります。まず、ICTを活用した教育環境の充実により、小規模な高等学校においても希望する進路の実現に向けてしっかりと学べる環境を整えるため、中山間地域の小規模高等学校全てに遠隔

教育システムを整備し、大学進学に向けた進学指導講座や就職に必要な資格試験講座などを、まずは放課後の補習として教育センターから配信する取り組みをスタートしてまいります。さらに、地域に根ざした魅力ある学校づくりの推進に向けて、部活動においては全国上位を目指すことができる優秀な指導者の招聘や練習環境の整備に取り組んでまいります。あわせて、県立高等学校を核として、中山間地域の教育力の向上と地域の活性化に加え、地域外から生徒の確保にも寄与する取り組みを推進する市町村を支援してまいります。

以上が平成31年度当初予算案の概要でございます。

以下4ページから17ページに取り組みの詳細につきまして記載がございますが、後ほど担当課長から説明をさせていただきます。

それでは、平成31年度の教育委員会の組織改正について御説明をさせていただきますので、この資料の18ページをお願いいたします。

まず、ポイント1にございますように、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」の推進に向けまして、計画に基づき、各校の特色を生かした魅力化の取り組みや安心安全な教育環境の整備を着実に推進するため、現在、高等学校課内に設置しております再編振興室を拡充しまして、新たに「高等学校振興課」を設置して取り組み体制の強化を図ってまいります。

次に、改正のポイント2にございますとおり、チーム学校の取り組みの徹底におきまして、先ほどの再編振興計画に掲げた、中山間地域の全ての小規模高等学校における遠隔教育の実現に加え、教職員の組織的な人材育成を推進するため、教育センターに専任の企画監を新たに配置し、「次世代型教育推進部」を新設いたします。

また、ポイントの3のとおり、小中学校の学力向上に向けた取り組みの徹底として、県内の児童生徒の約半数を抱える高知市の学力向上の取り組みを推進し、高知市教育委員会と連携した指導体制を構築するため、高知市教育委員会「学力向上推進室」への派遣を強化し、新たに県から3名の指導主事を派遣いたします。兼務職員3名を含めまして、計13名の派遣となります。

最後に、ポイント4のとおり高等学校課の「全国高等学校総合文化祭推進室」及び「学校支援チーム」の体制も強化をしております。また、右側の主な機構改革の一番下にございますように、昨年7月にオーテピア高知図書館が開館し、新図書館の整備業務が終了したことに伴いまして、新図書館整備課を廃止いたします。これらによりまして、教育委員会事務局におけます平成31年度の所属数は、本年度と同じく、本庁12課、出先機関8所属となっております。

続きまして、補正予算について御説明をいたします。次のページ、19ページをごらんください。平成30年度2月補正予算の総括表となっております。

一般会計補正予算につきましては、教職員・福利課分としまして、退職者数が見込みを

下回ったことなどによる退職手当の減。それから高等学校課では、須崎総合高等学校の施設整備に係る入札減などにより、総額で10億1,000万円余りの減額となっております。

また、高等学校等奨学金特別会計補正予算につきましては、奨学金の貸与者数が見込みを下回りましたことから、8,700万円余りを減額するものでございます。それぞれの予算議案につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

続きまして、条例その他の議案でございます。職員の勤務時間休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案など4件でございます。それぞれの議案につきましては、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

次に、報告事項でございます。1つ目が、教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改定案について。2つ目が、須崎総合高等学校の現通学路の整備について。3つ目が、平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について。4つ目が、2022年度全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイの開催についてという4件がございます。それぞれの件につきましても、後ほど担当課長から御説明をさせていただきます。

最後に、教育委員会が所管いたします主な審議会等の12月議会以降の開催状況を説明させていただきます。審議会という赤いインデックスがつけました資料をごらんください。網掛けをしておりますが、第2期の高知県教育振興基本計画推進会議、それから高知県教育委員教員育成協議会、そして高知県公立学校施設整備期成会、高知県社会教育委員会、高知県文化財保護審議会、そして次のページになりますが、高知県いじめ問題対策連絡協議会と高知県いじめ問題調査委員会をそれぞれ開催をいたしております。

私からの総括説明は以上でございます。

◎明神委員長 続いて所管課の説明を求めます。

#### 〈教育政策課〉

◎明神委員長 初めに、教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 教育政策課の酒井です。

まず、平成31年度当課の当初予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー②議案説明書（当初予算）の599ページをお願いいたします。

まず歳入でございます。資料の中ほどの節の区分欄に沿いまして主な内容を御説明させていただきます。

7分担金及び負担金のうち、（1）教育政策費負担金は、来年度より、各市町村立学校に段階的に導入をしてまいります校務支援システムに係る構築及び運営経費の市町村からの負担金でございます。

次に、10教育費委託金のうち、（2）教育政策費委託金は、市町村立学校の校務支援システムの効果検証に関します国からの委託金でございます。

次に、601ページをお願いいたします。

歳出について、右側の説明欄に沿いまして主な内容を御説明させていただきます。

まず、1 教育政策費でございます。1 特別職給与費は、教育長の給与費、次の2 人件費は教育委員会事務局の一般職の職員の給与費でございます。

次に、3 教育振興費でございます。まず、教育委員会委員報酬は5名の教育委員の報酬でございます。

次に、602ページをお願いいたします。一番上の志・とさ学びの日啓発事業委託料は、11月1日の高知県教育の日、志・とさ学びの日をより多くの県民の皆様にご覧いただき、学びの風土を醸成するための啓発イベントや広報に係る経費でございます。

5つ下の地域教育振興支援事業費補助金ですが、参考資料といたしまして平成31年度当初予算案主要事業説明資料をお配りさせていただいております。この資料の43ページを開きください。教育版「地域アクションプラン」推進事業というタイトルの資料でございます。教育大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の施策の基本方向に沿いまして、各市町村が自主的、主体的に推進する取り組みを教育版地域アクションプランとして位置づけまして、児童生徒の知・徳・体の向上につながるさまざまな取り組みに対して支援を行っているものでございます。来年度につきましても、全市町村に対して支援を行っていく予定としてございます。

議案資料の602ページにお戻りください。

資料の中ほどの事務費でございます。事務費は教育委員の活動経費や当課の運営経費に要する経費などを計上しております。

次に、4 教職員費でございます。職員研修負担金は、本県の学校の力をもう一段高め、取り組みの核となる教員の計画的な育成を図るために、高知大学教職大学院及び鳴門教育大学大学院に派遣する教員の入学金及び授業料につきまして、その半額を負担するものでございます。来年度は高知大学大学院に10名、鳴門教育大学大学院に3名の教員を新規に派遣する予定としてございます。

次に、5 情報教育推進費でございます。まず1つ目、教育ネットシステム運用保守等委託料は、県内の各学校や教育機関に高度な情報セキュリティー機能を備えたインターネット等の情報通信環境を提供いたします教育ネットシステム、これを円滑に運用するための保守管理などに要する経費でございます。

次の県立学校校務支援システム運用保守委託料は、県立学校の教員の業務負担の軽減を図るため、平成28年度から県立学校に納入しております校務支援システムの運用保守に係る経費でございます。

次の県立学校LANシステム運用保守等委託料は、各県立学校の校内LANやパソコンを安全かつ確実に管理する校内のシステムの運用保守や教育ネットへの接続の安定化を図

る中継サーバーの整備費用などでございます。

次の県立学校情報通信設備運用保守委託料は、震災時発生に指定避難所、指定避難場所となる36県立学校に災害時の通信手段として、また平時は学習に利用できるW i - F i 環境といたしまして、本年度整備をいたしました公衆無線L A Nの運用保守に係る経費でございます。

次の603ページをごらんください。

一番上の県立学校情報セキュリティ強化対策事業委託料は、県立学校においては、情報セキュリティの強化のために、平成25年度に、生徒の個人情報等を扱う校務系ネットワークとインターネット外部接続系の分離を行ったところですが、本費用は分離後のインターネット接続専用の通信経路や端末の保守管理に係る経費でございます。

2つ下の市町村立学校校務支援システム整備等委託料は、教員の成績処理や出欠管理などの事務処理を効率化し、業務負担の軽減を図るために、来年度から2カ年で全市町村に導入してまいります校務支援システムの構築費用のうち、2年目となります来年4月に導入を予定しております、8市町村1学校組合分の整備に係る経費でございます。

次の市町村立学校校務支援システム運用保守委託料は、先ほど御説明いたしました校務支援システムの運用保守に係る経費でございます。次の市町村立学校校務支援システム実証事業委託料は、国からの委託を受け、システムの導入前後の教員の働き方の変化について調査分析を行う経費でございます。

次のプログラミング教育推進事業委託料につきましては、また別とじの主要事業説明資料の13ページをお願いいたします。題名に次世代型I C T活用教育推進事業とタイトルを付しておるポンチ絵を御参照いただければと思います。新学習指導要領の全面実施に伴いまして、来年4月から小学校において新たに必修化されますプログラミング教育は、プログラミングを体験しながら子供たちに論理的思考力を身につけさせる教科横断的な学習でございますが、現時点では学校ごとの取り組み状況に差があり、来年度末までに全ての小学校教員に学習の狙いや指導方法について十分に理解を深めていただき、実践につなげていただく必要があると考えております。このため、実施内容に記載のとおり、これまで研修会、セミナーなどの取り組みに加えまして、来年度は取り組みをさらに拡充いたしまして、県東部、中部、西部及び高知市の4ブロックに配置をいたします研究指定校を拠点として、有識者から指導、助言をいただきながら事業の実践や指導方法の開発を進めてまいります。さらに全小中学校の情報教育担当教員を対象といたしまして、研修会や研究指定校における公開授業、シンポジウムの開催など、研修機会を充実するとともに、具体的な実践事例をお示ししたI C T活用ハンドブックの作成などを行いまして、プログラミング教育の狙いや指導方法を県全体に普及させ、各学校への円滑な導入に取り組んでまいります。

資料ナンバー 2 の 603 ページにお戻りください。

7 教育センター費でございます。1 教育センター管理運営費につきましては、まず、一般職給与費は教育センターの一般職の職員の給与費でございます。

続きまして 604 ページをごらんください。

2 つ目の運営費でございます。教育センターの管理運営に要する経費でございます。

次の 2 教員基本研修費は、法定研修であります初任者研修、中堅教諭等資質向上研修や 2 年、3 年、7 年次の教職経験者等研修、校長、教頭等を対象といたしました管理職研修などの経費のほか、若年教員の配置校において O J T の強化を図るための若年教員育成アドバイザーに係る経費などがございます。

次の 3 教員専門研修費は、特別な支援を要する児童生徒への指導力の向上を図る職務研修や、教科の専門性と実践的な授業力の向上を図る教科等研修、そのほか人権教育や保育に係る専門研修、講座などの実施に要する経費でございます。

次に、4 教育研究指導費でございます。2 つ下の遠隔教育システム構築等委託料は、高等学校と教育センターに設置する遠隔教育システムの構築及び保守点検に要する経費でございます。

こちらも別とじの資料で御説明いたします。主要事業説明資料の 25 ページをお開きください。遠隔教育推進事業とタイトルをしておりますポンチ絵でございます。この遠隔教育推進事業は、12 月に策定をいたしました県立高等学校再編振興計画後期実施計画に基づきまして、中山間地域の小規模高校であっても、地理的条件や学校の規模に左右されずに、例えば難関大学への進学など多様な進路の希望を実現できる教育環境の整備を図るために、遠隔教育システムを活用するものがございます。

1 現状・課題にありますように、中山間地域の小規模高校では生徒数が少なく、教員の配置数も限られる中、中心部の大規模校のように大学受験に必要な科目を全て開講することは困難な場合があります。地元を離れ、中心部に進学する生徒が多く見られます。

このために、取り組みの方向性のとおり、小規模高校では開講が難しい物理や数学Ⅲなどの学習や進学指導講座、就職に有効な資格試験講座などの配信により、生徒の進路希望に答えてまいりたいというふうに考えております。

一方で、授業において実施するためには、3 展開に必要な条件整備に記載しておりますが、映像や音声途切れることのないような安定的な通信環境の確保、担当教員の確保、各校の教育課程や時間割の調整などの課題もあることから、来年度は教育センターの指導主事が放課後の補習として各種講座を配信し、情報ハイウェイの容量拡大など通信環境の整備を行った上で、再来年度には授業での実施に向けて内容を充実させてまいります。左下の取り組み内容のとおり、中山間地域の小規模高校と教育センターに遠隔教育システム 8 台を導入いたしまして、機器の整備が伴う 7 月ごろをめどに全 10 校のニーズに応じて、

右側の例示のような講座の配信を試行的にスタートいたしまして、9月からはしっかりと実施をしていきたいというふうに考えております。

資料ナンバー②、604ページにお戻りください。

下から4段目の事務費でございますが、こちらは研修用のタブレットの購入費や今御説明申し上げた遠隔教育のための機器の購入費などに要する経費でございます。

次の5教科研究センター費は、教員の自主的な授業研究や教科研究活動支援するために、県内4カ所に設置しております教科研究センターにおいて、利用者への助言を行う指導アドバイザーの配置などに要する経費でございます。

以上、教育政策課の平成31年度当初予算額合計は、25億4,887万円と前年度に比べて8,600万円余りの3.5%の増となっております。

続きまして、606ページをお願いします。

これまで御説明しました予算のうち、債務負担行為をお願いするものでございます。

1つ目の県立学校校務支援システム整備等委託料は、県立高校に導入済みの校務支援システムにつきまして、来年度から新たに高知市立高知商業高等学校にも導入を図りますとともに、10月からの消費税増税に対応するためのものでございます。

2つ目の県立学校LANシステム整備等委託料は、県立学校と教育ネットワークとの接続の安定化を図るための中継サーバー機器等の整備に係るものでございます。

4つ目の市町村立学校校務支援システム運用保守委託料は、市町村立小中学校の校務支援システムの運用保守に係るものでございます。そのほかはいずれも10月からの消費税増税に対応するものでございます。

続きまして、平成30年度補正予算について御説明をいたします。資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の309ページをお願いいたします。

まず、歳入について主な内容を御説明いたします。中ほどの節の区分の欄をごらんください。

7分担金及び負担金のうち、(4)教育政策費負担金及び1つ飛ばしまして、9国庫支出金のうち(2)教育政策費委託金につきましては、市町村立学校校務支援システム整備に係る歳出予算の減額に伴い、市町村からの負担金及び国からの委託金を減額するものでございます。

また、先ほど飛ばしました2つ目の2国庫支出金、教育政策費補助金及び一番下の15県債(3)情報教育推進事業債につきましては、県立学校情報通信設備の整備に係る歳出予算の減額に伴い、国からの補助金及び充当財源であります県債を減額するものでございます。

次に、310ページをごらんください。

歳出について主な内容を御説明させていただきます。

右端の説明欄の上から5つ目の地域教育振興支援事業費補助金の減額は、事業の実施主体であります市町村等の事業費が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

次の3情報教育推進費の1つ下にあります県立学校情報通信設備整備委託料は、当初計画しておりましたアクセスポイントの設置箇所のうち、国の事業要件に該当しない箇所等があり、設置数を変更したことに伴い減額するものでございます。

次の市町村立学校校務支援システム整備等委託料の減額は、入札に伴い契約額が予算額を下回ったことによるものでございます。

次に、7教育センター費の1教育センター管理運営費につきましては、311ページをお願いいたします。2教員基本研修費、3教員専門研修費につきましては、それぞれ教育センターで行う教員研修に係る講師への謝金などの経費が見込みを下回ったことによる減額でございます。

最後に312ページをお願いいたします。

債務負担行為でございます。

本年度、県立学校に整備を行いました公衆無線LAN環境の運用保守に係る県立学校情報通信設備整備等委託料につきまして、10月からの消費税増税に対応するため、限度額の増額変更をお願いするものでございます。

以上で教育政策課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 校務支援システムは導入されて間もないんですけど、現場のほうからの意見とかは、どんな感じでしょうかね。

◎酒井教育政策課長 県立学校の校務支援システムにつきましては、昨年度から入っております。教員の約半数から非常に効果があったと回答をいただいているところでございます。アンケート調査を実施し回答をいただいております。非常に効果があると聞いております。また、市町村の校務支援システムにつきましては、この4月から先行導入校ということで5校、まず実証的に始めさせていただいてますが、教員の皆様に研修等を、今実施しておりますけれども、非常に便利そうだなというようなお声をいただいているところで、懸念があるとかそういうようなお答えというのはなくて、むしろ非常に積極的な評価をいただいていると聞いております。

◎大野委員 教育委員会としても、それはこれからも推進していくという状況ですかね。

◎酒井教育政策課長 委員御指摘のとおり、再来年度までには全ての市町村でこのシステムを導入いただいて、校務支援システムを使った学校の公務のあり方、そういうことをやっていただきたいと考えております。

◎大野委員 わかりました。よろしく申し上げます。

◎浜田（豪）委員 プログラミング教育なんですけど、これ来年度から全面実施ということ

なんでしょうけれども、現状として県内の学校、市町村教育委員会の整備状況というか準備状況の差というのとどれぐらい、どんなような感じなんでしょうか。

◎酒井教育政策課長 プログラミング教育は、再来年度からの全面実施でございますけれども、パソコン等の機器等につきましては、小学校の整備率は実は本県は全国では上から見て9番目というような状況に至っております。もちろん市町村によってさまざま状況があって、100%整備できてるところから6割ぐらいのところもありますので差はありますが、一定のめどというのは全国的にいうと立っているという状況でございます。

ただ一方でソフト面、どういった指導内容をしていくとか、あとそれに対して先生方をどういうふうに研修していくかということは、やはり市町村では、ほとんどまだ手についでいないというのが現状でございます。今年度から県のほうでも研修会を実施しておりますが、そういったこともありますので、県のほうで主導的にということで今回こういった事業を御提案させていただいたということでございます。

◎浜田（豪）委員 自分なんかもそうですけれども保護者、PTAとかでプログラミング教育という言葉は出ても、内容が全然わかってない。それは保護者ですから当然のところもあるんでしょうが、これを再来年度からとかというのと相当ハードル高いような気がして、保護者の方々がみんな不安というか心配なさっているんで、できるだけ早めに進めていって、平成32年度からちゃんとできるように努力していただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

◎土居委員 関連で、今のお話で、そのプログラミング教育というものを推進していく体制づくりを今やって、一定そのハード的なところはそこそこあると。いまいちちょっとわかりにくいのが、これは要するに、そのプログラミング的思考を身につけさせるという教育だと思うんですけれども、それが一体どういうものなのか。また、これを実施したとして、最終的に何をもって子供たちが身につけたということを検証するのかという、その辺はどういうところなんでしょうか。

◎酒井教育政策課長 学習指導要領の中では、まず大きな意味で情報活用能力の中にそういったプログラミング的思考があるんだと。そして、子供たちの論理的思考力を養うためにあるんだと。プログラムを動かすためには、いわゆる順次であるとか、順番に物事を考えるとか、何か考えたときにどっちに行きますかという分岐であるとか、あと反復でありますとか、そういった考え方がプログラミングの基本的な考え方にあるというふうに言われておまして、そういったことを通じて論理的な思考力を養うんだというようなことが学習指導要領に書かれております。そういった能力というのは最終的に身につけさせるためにやっていくと。ただ、このプログラミング教育は、プログラミング教育を入れることだけを目的にするのではなくて、各教科の学習の中でそういった能力を身につけさせてくださいというふうに言われています。したがって、その評価とか、そういったことについ

ては、各教科の学習の狙い、それぞれの単元があるんですけども、その学習の中でもととも予定されたものが、手段としてプログラミング教育を使うことで達成できたかどうかで図るというようなことが学習指導要領のほうで言われているという状況です。

◎土居委員 各科目の先生方も当然プログラミング的な思考というのが求められるし、検証力も求められるということで、大変だと思うんですけども、頑張っていたいただきたいと思います。

◎酒井教育政策課長 おっしゃるとおり大変な状況でございますので、そのためにも来年度、県のほうでこういった事業をさせていただいて、広く研修会をやって周知して御理解を深めさせていただきたいと思っております。

◎弘田委員 遠隔教育推進事業で、導入済みのところがあると思うんですが。そこでこの事業の評価というか、そういったところは確認されてますか。教えてください。

◎酒井教育政策課長 導入しております県立高校の教員でありますとか、生徒に聞きますと非常にこの授業がうまくいったときにはいいと。例えば生徒から見ますと、小規模高校でやっておりますので、他校の生徒と交流ができたとか、他校の先生のいろんな授業が聞けてよかったというふうに前向きに聞いておまして、教員も非常にやってみるとおもしろいと聞いています。ただ、一方で厳しい評価もあって、何かと言いますと、機器トラブルで途中で画面が止まってしまうというようなことが現状としてはございます。そこはぜひ改善してほしいというのが学校側と生徒側からも言われておりますので、そこは今課題として来年度手を打っていきたいと考えております。

◎弘田委員 小規模校の本当に少ない生徒にとっては、いろいろ他校のことを知る機会であるとか、高度な勉強を学習できる機会であるとか非常にいいことやと思いますんで、ぜひトラブルとかないようにしちゃってください。よろしく願いいたします。

◎黒岩委員 高知市の学力向上対策で指導主事等、重層的に派遣をされてますよね。今回も新年度予算の中で兼務も含めて13名というご説明がありましたが、平成30年度をどのように総括の上で、さらに増員して取り組みをしていこうとしているのか、そのあたりのポイントをちょっと教えてください。

◎伊藤教育長 また改めまして小中学校課のほうで、詳しく御答弁させていただくことになるかもしれませんが、年度初めに計画を立てて取り組みを始めております。そんな中で各学校から学力向上推進室のほうに対してもっとたくさん派遣をしてもらいたいというような要望なんかが出てき始めました。それに加えて、教科も当初予定してない教科のほうについても指導に来てもらいたいというようなお話が出てきまして、そういったこともあって、10月に兼務で増員をしながら、取り組みも進めてきたところですけども、高知市の小中学校側が授業改善に向けて非常に取り組みが前向いてきたということですので、そこについて必要なものについて高知市と協力して派遣をしていこうというような話にな

っておりますので、今年度の成果はあらわれてきておるし、それはよい方向であらわれてきている。それを県としてもしっかりと支援していきたいと。そういった考えの中で高知市と協議しながら来年度の体制も考えていったというような状況でございます。

◎黒岩委員 それで高知市内でも、いろんな学校があるわけですので、違いというか、どうしても温度差というか、学力の違いも出てくるんじゃないかというように懸念をしますが、そのあたりの取り組みはどうなんでしょうかね。

◎伊藤教育長 高知内の小中学校においても委員が言われたように、全国学力テストなんかの状況を見ますと、それぞれ学校によってばらつきがございます。そこで、それぞれの学校においてどういった学科に、どういったところに課題があるかというものを、洗い出して、どういうふうに授業改善をしていくか、個々の学校に対してどういうふうにしていくかと。そういうような対策について、高知市の学力向上推進室の中で検討し学校側と協議しながら、授業改善に向けた取り組みを進めております。

◎黒岩委員 なるほど。わかりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈教職員・福利課〉

◎明神委員長 次に、教職員・福利課の説明を求めます。

◎坂田教職員・副利課長 教職員・福利課でございます。

まず、平成31年度当初予算につきまして説明をいたします。

お手元の資料の資料ナンバー②議案説明書の607ページをお願いいたします。

歳入につきましてページ中ほどの節の区分に沿って主なものを説明いたします。

一番上の（１）庁舎等使用料は、教職員住宅の敷地に設置しております電柱や教職員住宅の目的外使用に係る使用料収入でございます。

次の教育職員検定手数料は、教育免許状の交付や免許更新に係る手数料収入でございます。

1つ飛びまして、教職員・福利費補助金は、校務支援員、スクール・サポート・スタッフと呼んでおりますけども、校務支援員の配置を小中学校に配置するための国庫補助金でございます。

次の（４）教職員・福利費委託金は、学校現場の業務改善を推進するための研究等に要する経費に係る国からの委託金でございます。

次のページ608ページをお願いいたします。

一番上の（１）土地売却収入は、売り払いを予定しております教職員住宅の売却収入を計上しているものでございます。1つ飛びまして、次の（３）退職手当債は、公立小中学校や県立学校の教職員、県教育委員会事務局の職員などの退職手当に充当するものでございます。

続きまして、609ページをお願いいたします。

歳出につきまして、ページ右側の説明欄に沿って説明をします。

まず、1 一般管理費の退職手当は、小中学校や高等学校の教職員、県教育委員会事務局の職員、臨時教職員などの退職手当でございます。

次の公務災害補償基金等負担金は、教職員の公務上の災害や通勤途上の災害に対し、その補償を行うために設置されております、地方公務員災害補償基金への負担金などがございます。

次の2の福利厚生事業費の定期健康診断委託料は、県立学校の教職員の定期健康診断等を実施するための経費でございます。

次のページ610ページをお願いいたします。

一番上の職員健康診断等委託料は、県教育委員会事務局職員の定期健康診断などを実施するための経費でございます。

次の人間ドック事業負担金は、公立学校共済組合高知支部が実施する県立学校と事務局の教職員の人間ドックに係る経費の一部を負担するものでございます。

次の衛生管理者講習会等負担金は、衛生管理者の資格試験の事前に行われる講習会などを受講するための負担金でございます。

次の事務費ですが、主なものは、教職員数50人以上の県立学校に配置が義務づけられております学校管理医に対する謝金や、県立学校や事務局の管理職などを対象とするメンタルヘルス講習会の開催費用などがございます。

次の3教職員住宅等整備費の測量設計等委託料は、教職員住宅の耐震改修工事の実施設計委託と、老朽化し使用する見込みのない住宅を処分するための用地確定測量の委託に要する経費でございます。

次の教職員住宅管理委託料は、教職員住宅の維持管理業務を高知県住宅供給公社に委託するための経費でございます。

次の教職員住宅賃借料は、県立学校の教職員につきましては、平成14年度まで公立学校共済組合の資金を借り受けまして、建設をしてまいりました。現在の償還の対象になっております教職員住宅は、平成11年度から平成14年度までに建設しました7棟40戸でございます。この賃借料はその償還に要する経費でございます。

1つ飛びまして、事務費の主なものでございますが、教職員住宅の処分をするための不動産鑑定に要する経費などがございます。

次に、4教育振興費でございます。まず、教育関係職員名簿作成委託料は、小中学校、高等学校、県や市町村の教育委員会の職員などの名簿を作成するための経費でございます。

次の事務費の主なものは、芸術文化スポーツの分野で他の児童生徒の模範となる活動や功績が顕著な児童生徒を表彰しております児童生徒表彰式の表彰の開催に要する経費、児

童生徒表彰に要する経費、永年の勤続者や教職員の地道な教育実践などをたたえる教職員等表彰に要する経費でございます。

次に、5の教職員費でございます。まず、健康診断委託料ですが、当課で雇用する予定の臨時的任用職員の健康診断に要する経費でございます。

次の611ページをお願いいたします。

一番上の適性検査判定委託料は、教員採用選考審査などにおける適正検査を委託して実施するための経費です。

次の選考審査筆記問題作成等委託料は、教員採用審査における問題作成や採点業務などを委託して実施するための経費でございます。

次の総合人事給与システム等運用保守委託料は、教職員に係る人事給与システムなどの運用保守に要する必要な経費でございます。

その次の総合人事給与システム等改修委託料は、人事給与システム等の改修に必要な経費となります。

その次の教員業務改善研究委託料は、働き方改革を推進するために、学校現場の業務改善を行うための研究事業の委託に要する経費でございます。

次の教員免許管理システム運営管理費負担金は、教員免許の更新事務等を円滑に行うため、全国統一の教員免許管理システムの運用保守などに係る経費を負担するものです。

次の校務支援員活用事業費補助金は、県内の小中学校に配置する校務支援員、スクール・サポート・スタッフ30名分の賃金等の補助に係る経費でございます。

次の事務費の主なものは、教員採用審査に要する経費や、教員免許法に基づく免許状の授与のために要する経費、学校現場の業務改善を推進するための研究に要する経費などでございます。

計の欄をごらんください。当課の平成31年度当初予算総額は83億638万円となっております。前年度と比べまして6億2,398万7,000円、約6.9%の減となっております。これは退職者見込み数の減による退職手当の減が主な要因でございます。

続きまして、補正予算につきまして説明をいたします。

お手元の資料ナンバー④の議案説明書313ページをお開きください。

まず歳入でございます。ページ中ほどの節の区分に沿って説明をします。

(4)の教職員・福利費補助金は、本年度の校務支援員、スクール・サポート・スタッフの配置事業の歳出予算の減額に伴うものです。

その次の職員住宅整備債は、今年度実施をいたしましたブロック塀の改修工事に係る財源の更正を行うものでございます。

次の314ページをお願いいたします。

歳出につきまして、右側の説明欄に沿って説明をさせていただきます。

まず、1 一般管理費の退職手当の減額は、勸奨退職者数が見込みを下回ったことに伴い、減額するものでございます。

次の公務災害補償基金等負担金につきましては、今年度より基礎年金拠出等に係る公的負担金は、教育政策課の予算のほうで支払うこととなりましたので、当課の分の予算を減額するものでございます。

次に、2 教職員費の校務支援員活用事業費補助金につきましては、本年度の校務支援員の配置事業につきまして配置校1名当たりの人件費が見込みを下回ったため、減額するものでございます。

次の一番下のところでございますが、これにつきましては、括弧書きでございますけども、財源更正となります。これは先ほど説明をいたしましたブロック塀の改修工事費に係る財源更正をするものでございます。

2月補正につきましては以上となります。

最後に第46号議案、職員の勤務時間、休日及び休暇に関する条例等の一部を改正する条例議案につきましては、先週の8日の総務委員会の中で、総務部、行政管理課が説明したものと同一のものでございますので、説明につきましては省略をさせていただきます。

教職員・福利課の説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 後で構いませんが、資料をお願いしたいのですが。教職員の住宅の関係で、今耐震補強が必要かどうかというのが委託とか、それから、先々処分するとかいう部分の説明があったんですが、今の教職員の住宅の状況ですよね。

◎坂田教職員・福利課長 利用状況みたいな資料でよろしいでしょうか。

◎上田（周）委員 利用状況というか処分。ここがこういう処分の予定があるとかそういうこと。

◎坂田教職員・福利課長 わかりました。後ほどお渡しします。

◎塚地委員 教員の業務改善研究委託料の200万円ですが。やっぱり教員の働き方の改革というのは、全国的に大きな命題になっていて、極めて重要な施策と思うんですけども。これは、どういうところにどういう内容で委託するものになるんですか。

◎坂田教職員・福利課長 これは高知市のほうで研究校の指定をしております、3年目になりますけれども、その経費ということになります。200万円ということになっておりますけれども、来年度予定しておる事業としましては、民間のコンサルタントの方を業務改善アドバイザーということでお願いをしておりますので、そういった方に実際に学校の中に入っていただきまして、学校の中ではなかなか気づきにくいといえますか、そういったところをアドバイスをしてもらう経費でございますとか、あるいは留守番電話、今年度は小学校で3校実施しておりますけれども、次年度は10校に拡大したいと思っております。

就業時間が終わった後もいろんな問い合わせがありますけれども、そういったことを思い切って業務改善を、今年度3校でやってみましたが、大きな混乱はなかったということでございますので、さらにこういったものを10校に広げていきたいというふうに考えております。主なものはそういったものでございます。

◎塚地委員 教育委員会全体で、多忙化解消の問題は取り組んでおられるんだと思うんで、そういうアドバイスも受けながら、ここからこの成果品だけで判断してるわけじゃないと思うので、もっと幅広く現場の皆さんの声も聞いて改善にぜひ取り組んでいただきたいなと思いますんで、そこはよろしく願いいたします。

それと先ほど、最後に、条例の関係でおっしゃっていた行政管理課のほうで説明を受けた分の質疑はここで構うがですか。それで、新たな人事委員会規則に規定される予定の事項ということで、書かれてある御説明のあった他律的な業務の比重の高い部署ということになると、学校現場というのは基本的にとりいう状況になると思うんで、そこらあたりの整理はどんなふうになってるのかと。

◎坂田教職員・福利課長 今回条例改正の議案を出したわけでございますけれども、今の教員の中の時間外勤務という整理でいいますと、これは昭和40年代に整備されたものでございますが超勤4項目というものがございます。職員会議であるとか、あるいは校外実習、あるいは児童生徒に緊急を要する業務4項目に限られております。4項目の中で実施することになりますので、学校を指定するということは現段階では考えておりません。ただ、同時に50年ぐらいにわたる課題につきまして、文部科学省が1月25日になりますけれども、ガイドラインを出しております。それは4項目に限らず今業務が膨らんでいる中で、部活であるとか、授業研究であるとか、本来業務の中で非常に忙しくなっているところがございます。そういったものを今回在校等時間という形で整備をしております。その中で、1月25日にガイドラインが出されて一応整備をされました。それを今後、法律改正も含めて検討を次年度行うというふうに聞いておりますので、その中で学校の指定のあり方であるとか、そういったものが示されるようにしてしますので、その中で考えていきたいというふうに思っております。いずれにしても多忙化といいますか、働き方改革は、スピード感を持って進めていかなければならない問題というふうに考えております。

◎塚地委員 それこそ夏休みとかは時間短くていいよとか、ちょっと中身としては現場からは随分と意見も出てきていると思うので、そこはよく状況を聞いて声も上げていただきたいなと思いますんでよろしく願いします。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈学校安全対策課〉

◎明神委員長 次に、学校安全対策課の説明を求めます。

◎中平学校安全対策課長 学校安全対策課です。

まず最初に、平成31年度当初予算案につきまして、主要事業を中心に御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー②の議案説明書（当初予算）の612ページをお開きください。

まず、歳入についてページの中ほどの節の区分に沿って主要なものの説明をさせていただきます。

上から3行目の（2）学校安全推進費負担金は、児童生徒が学校の授業中や部活動等で負傷等した際の医療費等を給付する日本スポーツ振興センターの災害共済給付制度に係る掛金について、児童生徒の保護者に負担をしていただくものとなっております。

次の（2）県立学校使用料は、学校敷地内に設置した自動販売機や電柱などについて、目的外使用の許可をしたものに係る使用料となっております。

次に、下から4行目の（5）文教施設等災害復旧費負担金は、県立学校施設が台風などの災害による被害を受けた際の復旧に係る文部科学省の負担金です。

次の（2）児童生徒支援費補助金は、県の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金に係る文部科学省の補助金となっております。

一番下の（6）学校施設等整備費補助金は、内訳が右側の説明欄にありますとおり2つの交付金があります。1つ目の学校施設環境改善交付金は、県立の特別支援学校の施設整備に係る交付金であり、もう1つの公立文教施設整備等都道府県事務費交付金は、県立小中学校の施設整備に関し、市町村等への適切な指導、助言を行うための事務費に係る文部科学省の交付金となっております。

次の613ページをごらんください。

2行目の（5）児童生徒支援費委託金は、文部科学省の防災教育等のモデル事業に係る委託金です。

次に、（6）県立学校貸付料は、県立学校に設置しています自動販売機の売り上げ等に係る貸付料で入札による貸付契約に基づくものでございます。

その下の（9）普通財産貸付料は、旧久礼分校等の閉校となった学校施設を電柱等の敷地に貸したものでございます。

次に、（1）県有建築物南海トラフ地震対策基金繰入は、県立学校の耐震対策事業に要する経費に充当するものです。

次の（3）学校安全対策課収入は、日本スポーツ振興センターから児童生徒に支払われる医療費等を受け入れるものでございます。

614ページをごらんください。

（4）高等学校等施設整備事業債は、県立学校の施設整備に充当するものとなっております。

次の県有施設等災害復旧債は、県立学校施設が台風などの災害による被害を受けた際の

復旧に要する経費に充当するものとなっております。歳入合計では20億6,686万7,000円で、前年度に比べて1億318万5,000円の増額となっております。主な理由としましては、県立の特別支援学校のプール整備及び空調整備更新に係る学校施設等整備費補助金や、県立学校の施設整備に係る高等学校等施設整備事業債が増加したことによるものとなっております。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

615ページをお開きください。

ページ右側の説明欄に沿って主要なものについて御説明をさせていただきます。

まず最初に、ページの右下になりますけれども、1施設整備費の5億5,016万9,000円は、県立学校施設の改修や空調設備整備などの施設整備に要する経費でございます。

次の616ページをごらんください。

1行目の設計調査等委託料は、幡多農業高校の園芸用ハウス改築工事などの県立学校施設の改築工事等に係る設計委託や長寿命化改修のための設計委託に要する経費でございます。

3つ飛びまして、施設整備工事請負費は、若草養護学校子鹿園分校のプール工事や、窪川高校実習地ののり面擁壁改修工事、それから高知追手前高校の空調設備更新工事など、学校の施設整備に要する経費となっております。

1つ飛びまして、市町村立学校等空調設備整備促進事業費交付金は、昨年12月補正予算で御承認をいただきました債務負担行為の予算のうち、平成31年度割予算の現年化でございます。市町村等が小中学校等の普通教室にエアコンを設置する事業を支援する交付金でございます。

次に、2維持修繕費16億8,363万2,000円は、県立学校施設等の維持修繕に要する経費と南海トラフ地震対策としまして、県立学校体育館の非構造部材等の耐震対策に要する経費となっております。

次に、617ページをお開きください。

1教育の森造成事業費6,736万2,000円ですが、2つ目の教育の森造成事業費補助金と、その下の教育の森施業転換資金利子助成補助金は、県立高校の教育の森の維持管理を行っている高知県森林整備公社への補助金となっております。教育の森は、分収林制度を活用しまして、教育施設整備と青少年の自然への理解と郷土を愛する精神を養うことを目的として昭和43年に創立されたものですが、この制度において造林の役割を担う森林整備公社が教育の森の植林や間伐などの森林経営を行うために過去に借り入れた借入金の元利償還金や公社の管理経費等に対して、教育委員会との契約等に基づき交付する補助金となっております。なお、現在は収入間伐や、国県等の補助金の範囲内でのみ事業を行っており、新たな借入金は発生しないようにしております。

次の2 学校安全推進費 1 億6,365万2,000円は、防災教育を初めとした学校安全の推進のための事業費でございます。まず、安全運転講習委託料は、県立学校において原動機付自転車の安全運転講習を委託して実施するための費用でございます。

次の実践的防災教育推進事業委託料は、モデル地域の市町村において、拠点校を中心に、高知県安全教育プログラムに基づく先進的、実践的な防災教育の推進に取り組むもので、そのための市町村への委託料となっております。

次の高校生防災学習推進事業委託料は、高知県高校生津波サミットの一連の事業として行う2つの学習ツアーの旅行の手配を旅行業者に委託する経費となっております。1つは、県内高校生が自分たちの防災活動の取り組みに生かすため、被災地での震災学習や、現地の高校生との交流学习を行う被災地訪問。そしてもう1つは、世界各国の高校生たちと防災活動について協議を行う世界津波の日高校生サミットに参加するための経費となっております。

次に、避難所運営訓練委託料は、県立学校の教職員等を対象に避難所運営訓練を委託して実施するための費用となっております。

次の安全教育推進事業委託料は、モデル地域の市町村において拠点校を中心に、先進的、実践的な交通安全教育や、防犯生活安全教育の推進に取り組むもので、そのための市町村への委託料です。

次の防災教育研修会運営支援等委託料は、防災教育の充実に向けてさらに取り組みを進めるために、各学校の防災教育の取り組み状況のアンケート等の集計作業や、各学校から最低1名以上の教職員の方々に出席をいただいております防災教育研修会の運営補助業務を、来年度から新たに委託して実施するための経費です。

次の県立学校再開計画策定支援業務委託料は、災害発生後に早期に学校教育活動が再開できるよう、各県立学校が学校や地域の実態に応じた学校再開計画を策定するための講座の開催や計画の策定支援等を委託して実施する経費となっております。

下から2つ目の自転車ヘルメット着用推進事業委託料と、それから次のページ、618ページの上から2つ目になりますけれども、自転車ヘルメット着用推進事業費補助金につきましては、高知県自転車の安全適正な利用の促進に関する条例が本年4月1日に施行されることを受けまして、新たに取り組むものでございます。

ここで、教育委員会の青いインデックスのついた、総務委員会資料の議案説明資料の17ページをごらんください。自転車ヘルメット着用推進事業のポンチ絵になります。ポンチ絵の1 現状・課題に記載しておりますように、児童生徒の自転車の利用に関しましては、登下校中の自転車運転中の事故が多く、自転車運転中の事故の中で死亡に至る頭部損傷の事故においては、ヘルメットの未着用者が多いこと。県内においてヘルメットの着用が義務化されていない学校においては、ほとんどの生徒がヘルメットを着用していないという状

況がございました。これらを受け、児童生徒のヘルメットの着用を強く促すため、県内全ての小中高校生で、自転車通学をしている児童生徒の保護者を対象としましてヘルメット購入費用を支援していこうという内容でございます。ポンチ絵の3実施内容の左側の①でございますが、まず、市町村立小中学校等の児童生徒につきましては、自転車ヘルメット着用推進事業費補助金によりまして、市町村を通じて1人につき定額1,000円を補助することとしたいと考えております。現在、市町村立学校に関しましては、既に独自に補助を行っている市町村がある一方で、補助制度がない市町村もある中、児童生徒のヘルメット着用を県全体で促進をするためには、県教育委員会としましても、県立の保護者の皆様の経済的な負担を軽減するだけではなく、市町村立学校の保護者の皆様の経済的な負担についても、軽減を図ることが有効であると考えまして、市町村を通じた間接補助の制度を創設することとし、補助制度がない市町村に対しましては、制度の創設を今現在お願いをしているところでございます。また、右側の②になりますけれども、県立学校の生徒につきましては、店舗でヘルメットを購入する際に1人につき2,000円を値引きする仕組みを考えております。先ほどの議案説明書にありました自転車ヘルメット着用推進事業委託料につきましては、各店舗販売店での値引き額分の請求や支払い事務。また、自転車の安全利用等の啓発などもあわせて行っていただける団体等に事業を委託して実施をしようと考えております。

もとの議案説明資料に戻っていただきまして、618ページをお願いいたします。

次に、1行目の地域ぐるみの学校安全体制整備推進事業費補助金は、子供の安全を守るために、警察官OB等をスクールガード・リーダーとして配置し、学校の巡回指導や学校安全ボランティアに対する指導等を行う市町村に対し、補助を行うものでございます。

3つ目の災害共済医療費等給付金は学校の授業や部活動中、登下校中などの児童生徒のけが等に対し、日本スポーツ振興センターから給付される医療費等の支出に係るものでございます。

次の事務費5,887万6,000円の主なものは、県内高校生の主体的な防災活動を支援するために開催する高知県高校生津波サミットに係る経費や、県内3地域で4回実施しております防災教育研修会。さらには、大学教授等を学校防災アドバイザーとして県立学校等に派遣するために必要な経費となっております。学校防災アドバイザーは、専門的な観点から避難場所や避難経路の安全性等について、指導、助言や講話を行い、学校の安全管理の強化に取り組んでいただいております。このほか、震災時に備え、県立学校の児童生徒、教職員用の水、食料等の備蓄物資の整備更新に係る経費、それから県立学校の児童生徒の学校の管理下での事故災害に対応するため、日本スポーツ振興センターの災害共済に県が加入する経費などがこの事務費に含まれております。

次に、1文教施設等災害復旧事業費は、県立学校施設が台風などの災害で被害を受けた

場合に備え、復旧に要する経費としてあらかじめ一定額の予算計上をお願いするものでございます。当課の平成31年度当初予算は、総額で24億7,481万5,000円と前年度と同規模となっております。

続きまして、平成30年度2月補正予算の繰越明許費について御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー④の議案説明書（補正予算）の315ページをお開きください。

繰越明許費の変更をお願いする内容となっております。

施設整備費と維持修繕費は、昨年12月県議会で御承認をいただきました繰越予定事業のほかに高知農業高校のコンクリートブロック塀改修工事において、周辺住民との調整に時間を要したことや、入札の不調などにより、平成30年度中の工事の完了が見込めなくなった事業を追加しまして、繰越承認をお願いするものとなっております。

学校安全対策課からの説明は以上となります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 きょうは、東日本大震災から8年、自分の記憶ではその当日、委員会も結構影響があって審議が中断したと。今回の予算にも実践的防災教育とか、幾つか組み込まれてますが、改めて防災教育、充実強化が必要と思っております。この実践的防災教育推進言うたら何となく理解できますけれども、市町村に委託をされて、拠点校を定めてというようなことですが、もうちょっと詳しく。

◎中平学校安全対策課長 先ほども御説明をさせてもらったんですけども、事業自体は市町村のほうに委託をさせていただく事業です。市町村内にモデル校を設定していただきまして、拠点校を中心に、より実践的な防災教育についての研究とか、先進的な防災教育について取り組んでもらうという内容になります。その拠点校でいろんな研究事業、それから防災参観日なんかも行ったりもするんですけども、そういったことをした内容を同じ市町村内で他の学校にも普及啓発を図って、市町村全体で防災教育が進むような形にしようということで、市町村に委託してるという内容になります。拠点校のほうでは、その学校だけではなくて、保護者、それから地域の関係者、ふだんから防災活動されてる方なんかと一緒にいただいて、地域の防災活動にも学校も直接参加をするような形で地域の防災力が上がるような、そういった取り組みを中心に学校のほうで取り組んでいくというような内容になっております。

◎上田（周）委員 さきの一問一答でも、その地域の支え合いの力という分で、自分の経験から言いまして、もちろん地域の自主防災とかもお手伝いもさせてもろうてますが、やっぱり課長がおっしゃいました地域とのつながりですね。その先進的な防災教育推進は言うたら、学校は学校でやられてると思いますが、いわゆる子供会とか子供育成会があって進んでる地域、地元の消防組合、消防団と一緒にあって、防災訓練に参加している事例も

あるんですよ。そういうことも受けてやっぱりあんまり頭で考えるんじゃないかと、実際参加してやられたら相当進むんじゃないかと思うてます。実際、先生とかPTAを通じて、参加をしてもらうことを強力に進めんとよね。これから本当にそういうことが必要だと思います。

◎中平学校安全宅策課長 この実践的防災教育推進事業のほかにも、防災教育の関係では高校生津波サミットの取り組みもやっております、県立学校のほうではもともと高校生津波サミットというのが若き防災リーダーを育成していくということと、それから各学校のほうでその防災活動を行う組織をつくってもらう、そして地域の方々も巻き込んだ形で、地域の防災力を高めていく、そういった取り組みを学校の生徒が地域のほうにも出向いて行って地域の防災活動にも参加していく、そんな取り組みをしております。特に、若い年代がその地域のほうに出て行って、例えば幼稚園児であったりとか高齢者を巻き込む形でそういった地域の防災活動に取り組むことで、県内の各地域地域での防災力が高まっていくと。そんなところを考えながら事業をやっていきたくて考えております。

◎上田（周）委員 最後ですが資料いただけてますけど、これ県内7校5市町村で実施予定ということですが、具体的に小学校とか中学校とかは。

◎中平学校安全対策部長 平成31年度の実践的防災教育推進事業については、市町村のほうともまだ調整をしてる最中なんですけれども、具体的に言いますと東部のほうでは、夜須中学校区のほうでの夜須小学校と夜須中学校を踏まえた上での中学校区でやりたいなど考えてます。それからあと、中部のエリアにおきましては南国市の後免野田小学校、それから西部教育事務所の西部のエリアにつきましては、黒潮町のほうの大方中学校であったりとか、土佐清水市の幡陽小学校というような形で今検討してる最中です。これは市町村とまだ調整中ですので、最終的な結果ではないんですけれども、そんな形で調整をさせてもらってますし、あと県立学校のほうでも拠点校を設定して、同様の事業をやっていくというようところで今調整をさせていただいております。

◎上田（周）委員 取り組みがぜひ広がっていくように、よろしくお願いします。

◎塚地委員 ちょっと関連で。防災教育の推進ということの位置づけが私はすごい大事だと思ってまして、学力も確かに大事なんやけど、絶対来るわけですよ南海トラフ巨大地震が。絶対来るというときに、高知県の子供たちに今何を身につけちゃってもらわんといかんのかということかというと、すごい大事な事業なんやけど、現場に行くとやっぱりどっちかということ、補習が優先されたりとか、忙しかったりとかして防災教育がそれほど本当に怒涛のように進んでいるという、学校現場の状況じゃないんじゃないかということちょっと感じて、今のお話でも一定モデル校をつくってそれを水平に広げていくという話やったんですが、そこは県の教育委員会は本当に思い切って、きちんと各市町村で全ての子供たちに必ずそういう体験をしてもらうというもっと大きなスケールで、防災教育を位

置づけんといかんじゃないかなと感じています。現場の先生方の話をちょっと聞いても、やっぱり防災教育やろうとしてもなかなか時間の割り振りの中で、時間確保がちょっと難しいというような意見なんかも出てきたりしているんで、そこら辺りは、学校行事の中での組み込み方とかいうあたりをもっと積極的にやっていただけたらなと思うんですが。

◎中平学校安全対策課長 避難訓練も含めて防災教育は小中学校で年5時間。それから高等学校で3時間と。これはもう必ずやっていただくという中で、3年4年続いてきております。そういった中でしっかりと県教育委員会としましても防災教育、避難訓練も含めてですね。そこはしっかりとやっていかんといかんということの中で、最低それだけの事業をやってくださいと。その上に立ってそういう先進的なものがあったり、津波サミットのものがあたりという中で広げていってるという格好ですので、防災教育についてはもう真剣に広がっていくように取り組みも進めていってます。これからも注意してやっていきたいと思えます。

◎塚地委員 ぜひよろしくをお願いします。今言った時間数でやってくださってることはわかっているんですけども、やっぱり本当に子供たちが、実態的に身につけていくというようなことを、日常的にやっていくというところにすごい重きを置いて教育活動をしてもらいたいと思うので。よろしくをお願いします。

◎久保副委員長 自転車のヘルメットのことはお聞きしたいんですけども、けさも、街頭演説を朝やってきたんですが、ヘルメットを着用している生徒さんは、感覚的に男子児童学生は大体10人に1人かな。女子学生は大体20人からもっと言えば25人とか30人くらいに1人かなと。私が立ってるところですけども。そういうときに今回、県のほうで補助制度をつくったということで、今まで補助制度なかった我々が住んでます高知市なんか補助制度をつくったんですけども。ここでちょっとお聞きしたいのは、目標としているところ、着用率、平成31年度、単年度だけでその目標率まで達しないかもわかりませんが、例えば平成31年度は着用率をどの程度まで。平成32年度、平成33年度で、最終的にはここまでもって来たいとかいうふうなのは、もちろん市町村立の小中学校ですとか、県立ですとか、私立、国立それぞれあるんですけども、そのそれぞれの学校による市町村立とか県立とか、それぞれの着用率の目標というのはつくっているんでしょうか。

◎中平学校安全対策課長 今のところその着用率の目標ということについてはまだ定めというのは持ってないんですが、ヘルメットはもともと道路交通法では13歳未満まではその保護者のほうがかぶらせなければいけないと、これも努力義務ですけども、なりました。今回の条例でそれが18歳以下の高校生まで広がったというところがございます。条例ができましたので先ほども御説明しましたけれども、ヘルメットの支援をすることで少しでも着用率を上げていこうということなんです。条例では、同じく保護者の努力義務という形になっておりまして、着用率を高めるには校則化する、義務化するのがいいんじゃない

いかという議論もあったんですけども、やはりその保護者の努力義務であるということと、それから校則化するということは、条例ができたからと生徒に対して押しつけるような形になってくるので。あくまでもやっぱりここは自主的に子供がヘルメットをかぶると、自分の命を守るためにかぶるんだという意識を育てたいと考え、力を入れていきたいというふうに考えておまして、具体的にその目標というのは確かに率が高いにこしたことはないんですけども、3年後に100%にしようといっても現実的な話としましてなかなかそれは難しいと思います。郡部の中学校のほうでは、通学時はほぼ100%かぶってるんですけども、中部地域がなかなか着用が進んでないというところもありますので、今回そこで、高知市であったりとか高知市周辺の市町村が補助制度も今回一部協力してくれるという市町村もありますので、あくまでもその各御家庭で、保護者それから子供が自分の命を守るということをまず考えていただいて、自主的にヘルメットをかぶるような環境づくりを進めていけたらなと考えているところです。

◎久保副委員長 わかりました。確かにそのこのところ難しいところやと思うがですね。押しつけてもいかんし、おのずからそういうふうに保護者なり生徒御自身が考えないかんところはあるとは思いますが、そのこのところは難しいことだとは思いますが。一つお願いしたいのは、今の現状の補助制度があるだとか、校則化しているという既存のデータで構いませんので、それをまた回してほしいと思いますのでお願いします。

◎弘田委員 関連で。これは議員提案であったんですけども、私取りまとめでずっとやってきました。このヘルメットについては、本当にかんかんがくがくとか、いろんな意見が出ました。高校生にヘルメットをかぶらすというのは、これは努力義務とはいえずべきじゃないんじゃないか、いろんな意見が出ました。最終的にここへまとまったのは、当時中学生が1名、それから高校生が1名、新学期、交通事故で本当に残念なことに亡くなってしまったんですね。原因がヘルメットをかぶってなかったんで、トラックに巻き込まれたのと。それから、もう1つはちょっと正確に覚えてないんですが、そういった事例はあったんです。やっぱりこれは子供たちの命を守るということで、これはもう高校生まで、努力義務であるけれどもやろうと。本当は義務にしたかったんですけども、我々議員が提案するのは努力義務がもう本当に限界ですので、限界までやってしまうということで取りまとめたわけです。イメージしたように執行部のほうも努力していただいて補助制度をつくっていただいて広めようということはあるがたいと思いますし、イメージしたように流れていってるんですけども、これからお願いしたいのは、本当に命を守る、自分の命を守るということが大切やということをきちんと啓発といいますかね。もっと広めてもらいたいということですね。問題は多分、高知市の学校の子供たちがかぶってないということだと思うんで、やっぱり高知市のほうにも目的は命を守るということであるということをはっきりわかっていただいて、進めるような努力をお願いをしたいと思います。

◎土居委員 避難所運営の訓練と関わると思うんですけれども、学校に求められるものがたくさんあって、本当に大変と思うんですが、今、問題になってるのが福祉避難所が足りないというところで。今、県のほうも認定できる施設等を探して頑張ってるんですけれども、どうもなかなか進んでいないと。その認定を目指した取り組みと同時に、有事がもし起きたときには一般的な避難所に、配慮を要する方々がどうしても入らざるを得ないと。そこで一定生活をせないかんというところで、一番想定されるのがやっぱり体育館等の避難所だと思うんです。そういったときに、今いろんな体育館等で防災のハード整備であるとか、訓練のシミュレーションとか、やってると思うんですけれども。可能性としてそういう配慮を要する方々が一定入ってきて生活をせざるを得なくなるというような視点というのは、シミュレーション活動の中に盛り込まれてやられてるのかどうか。そういったことも必要になってくるんじゃないかと思うんです。その点、学校安全対策課としては何かしらやられておられるんでしょうか。

◎中平学校安全対策課長 その避難所の指定云々は、一義的には市町村のほうが中心になってやっております、県立学校につきましても指定につきましても市町村のほうから避難所に指定したいんだけど、体育館であったりとか、教室のほうを開放してくれんろうかという相談があります。それについては、できるだけ可能な範囲で協力をするということで今までやってきました。県立学校は普通高校と特別支援学校で49校、中には分校もあります、そのうちの36から37校ぐらいが今避難所に指定をされております。その中には当然、福祉避難所も含まれておまして、普通の県立学校よりはやっぱり特別支援学校のほうが、高齢者であったりとか障害者向けのいろんな資材とか機材が整っていると思いますので、そこが福祉避難所に指定されることが一番望ましいかなというふうには考えております。今現在も協力できる範囲で、県立学校のほうは避難所の指定を受けているということで、その中身については、学校、市町村のほう細かい内容について、調整なんかをしていただいていると思います。その中身の細かい調整の部分については、ちょっと把握はできてないんですけれども、現実的に言うと、特別支援学校は福祉避難所のほうに指定をされていて、可能な範囲で協力をさせていただいてるという状況でございます。

◎土居委員 わかりました。当然、支援学校とかも、盲学校ですか、聾学校になりますか、福祉避難所として指定もされてると思うんですけれども、それで足りない部分という、また今そういった機能が求められてくるような調整になってるんじゃないかと思っておりますので、そういうときにはまた検討していただければと思います。

◎伊藤教育長 避難所としての指定は市町村のほうからしてくれますけれども、今お話ありましたように、県内のまだ指定を受けてない、特別支援学校のほうも実質的にそういった福祉避難所としてあるべきだというような考えのもとで、準備といいますかそういう検討は実際に進めております。そうした中で市町村とも協議しながら、本来その果たすべき

役割といいますか、そういったものに向けて取り組みを進めていくということになっております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈幼保支援課〉

◎明神委員長 次に、幼保支援課の説明を求めます。

◎山岡幼保支援課長 幼保支援課でございます。

まず、平成31年度高知県一般会計予算について御説明させていただきます。

お手元の資料のナンバー2、高知県議会定例議案説明書の620ページをお開きください。

まず歳入でございます。主なものについて御説明をさせていただきます。

中ほどにあります11教育費補助金につきましては、幼児教育の質向上を図るための推進体制の整備、私立幼稚園の運営、認定こども園の施設整備及び保育士の確保対策に係る国からの補助金や交付金でございます。

次の621ページをごらんください。

1行目にあります4職員等こころざし特例基金繰入は、保育所、幼稚園等の高台移転を含む南海トラフ地震対策として保育所、幼稚園等への補助を行うための基金でございます。11の安心こども基金繰入は、大規模修繕を計画しております私立の認定こども園及び幼稚園への補助を行うための基金でございます。

次に、歳出でございます。622ページをお願いいたします。

歳出の主なものにつきまして、右にあります説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず、1番の幼保連携推進費でございます。この事業は、保育所、幼稚園等での園内研修支援や研修会を行うことなどにより、各園における組織力、実践力の向上を図り、就学前の教育、保育の質の向上と小学校への円滑な接続を図るものでございます。

ここで、別冊の平成31年度当初予算案主要事業説明資料の41ページをお願いいたします。

幼児教育の推進体制充実事業でございます。この事業は、過去3年間の幼児教育の推進体制構築事業で作成をいたしました保育の質向上ガイドライン、保幼小接続期実践プラン、そして園評価の手引の3つを活用した園内研修支援や、地域での相談支援、集合研修等から、高知県の保育所幼稚園等における組織力、実践力の向上をともに目指していくようにしております。このうち、右端の保幼小接続の充実につきましては、小学校、保育所、幼稚園等における接続期カリキュラムの作成、実施。そして、教職員の連絡会、子供の交流活動の取り組みを支援し、その取り組みの充実を図ってまいりますとともに、モデル地域における取り組みを支援しまして、その成果を全ての地域に広げてまいりたいと考えております。

議案説明資料の623ページにお戻りいただけますでしょうか。

中ほどにあります3の保育サービス促進事業費でございます。これは仕事と子育ての両立を支援し、多様化する保育ニーズに対応するとともに、地域ぐるみの子育て支援を行うことで、安心して子育てができる環境整備を総合的に推進する事業でございます。

また、別冊の平成31年度当初予算主要事業説明資料の33ページをごらんいただきたいと思っております。

保育所等を利用されていない保護者の方々を対象として、子育て相談や地域との交流などを行う子育て家庭を支援する多機能型保育支援事業でございます。来年度末時点の実施園数の目標40カ所としてその実施園数の拡大に取り組んでまいりましたが、事業で求められる子育て支援事業の実施回数などで保育所の負担感も大きく現在のところ7カ所にとどまっておりますことから、来年度からは、公立保育所も対象としますとともに、一律的であった補助制度の要件を段階的なものへと改正をしまして、各園がそれぞれで可能な範囲で順次ステップアップしていただくことで、子育て家庭への支援機会の拡大を図っていくこととしております。あわせて、従来の補助対象期間終了後も交流事業を継続実施するための経費を補助するようしております。さらに、多機能型保育のステップ3の取り組みを実施している保育所等には子育て支援の取り組みの実施施設として認証をし、広報等の充実を図ってまいりたいというふうに考えております。

再び、議案説明書の623ページにお戻りいただけますでしょうか。

下から6つ目の保育サービス等推進総合補助金でございます。年度途中のゼロ歳、1歳、2歳児の受け入れに対応するため、あらかじめ基準を上回って保育士を配置した場合や、家庭に配慮が必要な子供に対して支援を行う加配の保育士を配置した場合などの経費に補助するものでございます。

次に、一番下のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーの方々の活動範囲を広げていただき、主に5歳児について保育所の加配保育士等と連携をして円滑に小学校に入学できるよう、保護者に対し生活習慣や生活環境の改善に向けた助言や指導を行うための市町村への委託料でございます。

次に、624ページをお願いいたします。

一番上の特別支援保育・教育推進事業費補助金は、特別な支援を必要とする子供や厳しい環境にある子供を受け入れている保育所等への指導や支援、関係機関との連携を充実するために、市町村において、親育ち特別支援保育コーディネーターを配置した場合の経費や、医療的ケアが必要な子供を受け入れるために市町村において看護師を配置した場合の経費に対して補助するものでございます。

次に、上から3つ目の5保育士等人材確保事業でございます。このうち、保育士等人材確保事業委託料は、高知県社会福祉協議会にあります福祉人材センターに潜在保育士の就職支援や、保育士に進んでいただくための高校生を対象とした進路説明会等を実施するな

ど、保育士就職を支援するコーディネーターを配置する委託経費でございます。

その2つ下の保育士修学資金等貸付事業費補助金は、高知県社会福祉協議会が実施しております県内の指定保育士養成施設の学生に対しての修学資金や、潜在保育士の方が就職する際の就職準備金、潜在保育士が子供を保育所に預け、保育所等に従事する場合の保育料の一部を貸付対象として行っている貸付事業の原資でございます。この貸付制度につきましては、返還免除の規定もございます。

次に、中ほどにあります6子ども・子育て支援事業費でございます。子ども・子育て支援新制度により、主に民間の保育所、幼稚園等の運営費について公費負担をするうちの県費負担分でございます。対象となる施設は平成31年2月末で、幼保連携型認定こども園7園、幼稚園が20園、保育所111園、地方裁量型認定こども園が2園、地域型保育事業所27カ所となっております。なお、平成31年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴いまして、これまで、保護者が負担していた費用を国、県、市町村で負担することとなりましたので、大幅な増額となっております。

次の625ページをお願いいたします。

中ほどの8保育所・幼稚園等施設整備事業費でございます。1つ下の認定こども園施設整備費補助金は、高知市及び南国市の幼保連携型認定こども園5カ所において実施を予定しております園舎の改築や、修繕に係る施設整備費補助でございます。

その2つ下の9保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費でございます。保育所、幼稚園等の耐震診断実施率は、平成30年度末で92.9%、耐震化率92%となります。平成31年度は、1施設の保育所の耐震診断と認定こども園の大規模修繕により耐震補強工事に助成をするようにしております。各市町村においては、計画的に公立保育所、認定幼稚園等においても、耐震化等の整備を行っており、平成31年度末の耐震診断率は96.6%、耐震化率95.7%となる見込みになっております。

その下にあります保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、保育所の高台移転に対して補助を行うものです。平成31年度は田野町ほか2町で高台移転への整備を進める予定となっております。市町村では計画的に施設の高台移転整備にも取り組んでおり、県としましても引き続き積極的に支援をしております。

次に、10番、親育ち支援推進事業費につきましては、乳幼児期のよりよい親子関係の構築を目指し、保育所、幼稚園等の親育ち支援、保育者の資質向上のための研修を実施するなど、各園の親育ち支援の組織的な取り組みを強化するとともに、保育所、幼稚園等に出向きまして、保護者や保育者に対し、講話、ワークショップ等の研修を行うことによって、親の子育て力の向上を図ってまいります。

その下の11保育料等軽減事業費でございます。このうち多子世帯保育料軽減事業費補助金につきましては、18歳未満の子供が3人以上いる世帯の第3子以降、3歳未満児の保育

料を軽減あるいは無料としている市町村に対して助成を行うものでございます。

次の626ページをお開きください。

ここにありますとおり当課の平成31年度当初歳出予算額は50億4,729万円となっており、前年度と比べまして7億4,525万3,000円の増額となっております。大きく増額となりました理由といたしましては、先ほど申し上げましたとおり、主に保育所、幼稚園等の運営費となります。子供のための教育保育給付費について、平成31年10月より幼児教育・保育の無償化が実施されることに伴いまして、これまで保護者が負担していた費用を新たに公費負担することによるものでございます。

平成31年度の予算については、以上でございます。

続きまして、平成30年度の補正予算について御説明いたします。

お手元の資料ナンバー4の平成31年2月高知県議会定例会議案説明書（補正予算）の316ページをお願いいたします。

まず歳入でございますが、節の区分欄で御説明をさせていただきます。

（7）幼保支援費補助金でございますが、国の補助金を活用して、当初予算計上しておりましたそれぞれの事業において事業実施が見込みを下回ったため、補助金収入の減となったものでございます。

中ほどの（1）職員等こころざし特例基金繰入につきましては、本年度高台移転整備を予定しておりました1保育所が工事を平成31年度に延期しましたことにより、実施施設数が減となり、減額補正をするものでございます。

317ページをごらんください。

歳出予算でございますが、右の説明欄に沿って御説明をさせていただきます。

まず、上から3つ目の2保育サービス促進事業費、その2つ下の3特別支援保育・教育推進事業費につきましては、いずれも事業費が当初の見込みを下回ったため減額補正をするものでございます。

その下の4子ども・子育て支援事業費の子どものための教育・保育給付費負担金、子どものための教育・保育給付費過年度精算負担金、施設型給付費等補助金につきましては、新年度に移行した民間の保育所、幼稚園等の運営費についての県費負担金でございます。これらの負担金等につきましては、人事院勧告に伴う公定価格の単価改正を4月にさかのぼって行ったためと、処遇改善等加算Ⅱの申請箇所数がふえたことがございまして、対象施設が増額し、施設への給付等が見込みを上回ったため、増額の補正をするものでございます。

318ページをお開きください。

下から2つ目の7保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費の保育所・幼稚園等高台移転施設整備事業費補助金は、先ほど申し上げましたとおり、高台移転を予定しております。

した1保育所が平成31年度に延期したことにより、当初の見込みを下回ったため、減額補正をするものでございます。

以上、総額1億5,705万5,000円の減額をお願いするものでございます。

続きまして、繰越明許費について御説明をさせていただきます。

次の319ページをごらんください。

事業名にあります保育所・幼稚園等施設整備事業費につきましては、本年度に整備を予定しております幼保連携型認定こども園1園の新築工事について、また、その下の保育所・幼稚園等南海トラフ地震対策事業費につきましては、本年度に高台の移転に係る整備をしております保育所2園の移転改築工事について、いずれも設計等に時間を要したため着工がおくれ、工期を延期したことにより年度内での完了が困難となりました。その結果、4億7,705万8,000円の繰り越しをお願いするものでございます。

以上で幼保支援課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田(豪)委員 多機能型保育支援事業の多機能型保育というのはちょっとイメージが湧かないんですけども、何を具体的にするのでしょうか。

◎山岡幼保支援課長 多機能型保育の事業につきましては、主に地域にあります未就園の幼児、乳児に対しての支援を行うもので、保育所が本来的に持っております保育の設備、機能、保育士の能力を生かして、例えば園庭開放であるとか子育て相談、また地域と一緒にやります子育てサロンであるとか、いわゆる子育て支援センターをイメージしてもらったら比較的わかりやすいかと思いますが、そういう地域による子育てを支援していくための機能を充実させていこうという事業でございます。

◎浜田(豪)委員 これ7つしかないということで、少ないように感じるんですが。何か支障といいますか、なぜこう広がらないというか、課題というのは何かあるのでしょうか。

◎山岡幼保支援課長 先ほども御説明をさせていただきましたんですが、保育所本来そのものの保育の多忙感であるとか、保育士確保とかの問題もございまして、週3回、園庭開放であるとか子育て相談、そういった交流事業をやっていただきたいというふうに設定をしておりましたが、我々も事業に対する負担感というものがなかなか大きいところがあるんじゃないかと考えまして。一方で、保育所本来がそういったことをやってないのかということも考えますと、県下各地でそういう園庭開放であるとか子育て相談をやっているところもございまして、そういうところの機能を少しずつ広げていって、こういう多機能型を広めていきたいということで今回制度を改正し実施を進めていきたいと考えておるところでございます。

◎浜田(豪)委員 自分のとこの香南市は園庭開放もやっていますし、非常にニーズはある。逆に回数が少なくてもっとふやしてほしいなんて保護者の方の声なんかをよく聞くので。

かといってその多忙感がこれだけ言われてる中で、保育士不足もあるでしょうから。難しいと思いますけれども、ニーズはあるということでぜひやっていただきたい。それと、この主要事業説明書の41ページの園評価。何をもって園を評価するのか。

◎山岡幼保支援課長 基本的にイメージしてわかりやすいのが、今国のほうで進めております第三者評価という取り組みがあらうかと思えます。そこへまず一足飛びに保育所等で進んでいくというのはなかなか難しいというところもございまして、まずはその園の中でちゃんと評価をして保護者を巻き込んで一緒に評価していく。そういったいわゆる自分たちの保育の流れそのものを見直していただく、そういった取り組みをきっちり進めていくことによって、保育の質の向上とそういったものを図っていききたいというふうに考えておるものでございます。

◎浜田（豪）委員 ここのところは、私自身ももう少し勉強してみたいと思えます。

◎土居委員 関連で。その多機能型保育の支援事業ですけれども。どんどん進めていただきたいと思うんですが、一方で安易な認証というのはやるべきではないと思えます。というのは、中身はやっぱりちゃんと精査して、やっていただきたい。その園庭開放とか確かにやってるかもしれませんが、当然その保育に入ってる親とか、周辺の方は知ってるでしょうけれども、この事業は在宅人に対する情報提供と参加呼びかけというのがやっぱり肝になってくると思うんですけれども、その辺の情報提供というのはやっぱりきっちりやらないと。自己満足で終わらないように地域をしっかりと巻き込んだ形にしていきたいと思えます。保育園の努力というのも当然やっていただいて、頑張っていたいただきたいんですけど、なかなか今進んでいない。7施設ということで拡大していないというその原因もしっかり踏まえて、必要とあれば、幼保支援課とが寄り添うというかしっかり指導していただいて、情報提供のあり方等、しっかり見ていただいて、しっかりした取り組みにしていきたいと思うんですが。

◎山岡幼保支援課長 多機能型の取り組みにつきましては、NPO法人のほうに委託をしておる事業がございまして、市民会議のほうなんでございまして、そちらのほうで一定保育所のフォローであるとか、その地域の方々の場をつなぐであるとか、そういった支援もしていただいております。広報につきましてはそちらのほうでネットでの広報もやっておりますが、一方で、児童家庭課で所管しております「こうちプレマnet」とかとも連携をしまして、事業PRを進めていくなど、広報等にも今後も努力をしていきたいと思えます。また、その認証のほうの考え方についてなんですが、確かにその安易なものというものは私たちも気をつけなければいけないというふうに思っておる反面、多機能型ってこういうことをやってるんだよというのを知ってもらいたいという意味もございまして。そういう意味でやっているところに、何かステッカー的なものをお渡しして、広く周知していききっかけにしていきたいというふうに考えております。

◎土居委員 わかりました。これあくまでその地域ということですので、ネットネットと言いますけれども、その情報というのはなかなかダイレクトに行き着きにくいというところもあると思うんです。だから、地域連携コーディネーターとここへ書いてるんですが、この人の役割というのがすごく大事になってくるんじゃないかと思うんです。そういう適切な形となっているんだらうと思うんですけれども、ぜひこの点も注意していただいて、充実させていただきたいと思うんですが。

◎山岡幼保支援課長 ちょっと説明が足りなかったかもしれません。そのコーディネーター、保育所等におきましても、その地域と一緒にやろうとする行事というのは、チラシとかも作成してそういう費用も補助事業の中には入れておりますんで、地域の方にお配りするとか、そういった取り組みもあわせてしております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

ここで一旦休憩します。再開は午後1時10分とします。

(昼食のため休憩 12時5分～13時10分)

◎明神委員長 それでは、休憩前に引き続き、委員会を再開します。

ここで審議に入る前に委員の皆様をお願いしたいことがあります。皆様御承知のように本日、東日本大震災から8年を迎えます。そこで地震が発生しました午後2時46分に震災により犠牲となられました全ての方々に哀悼の意を表するため黙祷をささげたいと存じます。時間になりましたら私のほうから声をかけますので、委員の皆様の御協力をお願いいたします。

#### 〈小中学校課〉

◎明神委員長 それでは、小中学校課の説明を求めます。

◎黒瀬小中学校課長 小中学校課の平成31年度の当初予算及び平成30年度補正予算について御説明させていただきます。

お手元の議案説明書、資料ナンバー②当初予算説明資料、627ページをごらんください。

まず、歳入でございます。主なものについて御説明させていただきます。

一番左の科目の欄の中段でございます9国庫支出金の6教育費負担金は、小中学校の教職員人件費に対する国庫負担金でございます。

2国庫補助金の11教育費補助金は、放課後等の学習支援員や部活動指導員の配置及び東日本大震災の被災児童生徒への就学支援などの事業費に対する国の補助金です。

3委託金の10教育費委託金は、国の委託事業で、在外教育施設派遣教員や国の指定を受けての調査研究事業などに係るものでございます。

14諸収入につきましては2つございまして、1受託事業収入は、理科教育を推進する取

り組みであります科学の甲子園ジュニアの県代表チームの選考について、主催団体から委託を受けており、その委託費を受け入れるものでございます。

次のページの19教育委員会収入は、期限つき講師等の雇用保険料の個人負担分などを受け入れるものでございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

629ページをごらんください。小中学校費でございます。右側の説明欄で御説明をさせていただきます。

1 小学校教職員人件費と2 中学校教職員人件費は、小学校3,101人、中学校1,950人の教職員の給与費でございます。

3 小学校教職員旅費と4 中学校教職員旅費は、いずれも教職員の研修や修学旅行の引率などに要する教職員の旅費でございます。

5 教育事務所費は、県内の3つの教育事務所の管理運営費で、清掃等委託料や事務費などでございます。

次のページをお願いいたします。

上から4つ目の6管理諸費は、教職員の人事管理経費や校長、教頭の管理職研修、小規模小中学校の教科指導を支援するための非常勤講師を配置する経費などでございます。

その2つ下の総合人事給与システム改修等委託料は、採用した教職員の給与等の支払いに関する情報のシステム入力について、これまで職員が行っていたものを外部の業者に委託するためのものでございます。

また、その下の事務費には、平成31年度から小学校において新たに若年教員を育成するためのメンター制を導入し、OJTの活性化を通じて事業力の向上を図る取り組みに対する経費を計上しております。

次に、7指導諸費は、教科用図書の採択について審議していただく委員の報酬や小中学校の教育課程における教育活動を推進するために要する経費でございます。

下から3つ目の8学力向上推進対策費は、子供たちの基礎学力の定着と学力の向上を図るための事業の経費を計上しております。

次のページをごらんください。

一番上の学習問題作成等委託料では2つの教材を作成いたします。一つは新学習指導要領において中学校の英語の授業で扱う語彙がふえたため、平成27年度に作成いたしました高知これ単1200を改訂し、高知これ単2500を作成するもので、教員に配布をいたします。もう一つは、単元テストシステムに掲載している算数・数学の問題を新学習指導要領に合わせて編集し直すものでございます。

次に、上から2つ目の学力状況調査委託料は、全国学力・学習状況調査等から明らかになった基礎的・基本的な知識技能の習得や、それを活用して思考、判断、表現する力の育

成等の課題を改善するために、小学校4年5年と中学校1年2年の全児童生徒を対象とした高知県独自の学力調査を実施することとし、問題の作成、採点、集計等の業務を委託するものでございます。

次に、2つ下の放課後等学習支援事業費補助金は、児童生徒の基礎学力の定着や家庭学習習慣の確立を図るために、放課後及び長期休業期間に実施する補充学習の支援員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

その次の部活動指導員配置促進事業費補助金は、中学校の文化部活動を担当する教員を支援し、部活動の質的向上を図るため、単独で指導や引率等ができる部活動指導員の配置を行う市町村に対して支援を行うものでございます。

次の事務費でございますが、この中には、算数・数学を核とした授業改善を図るための外部人材として平成29年度から招聘しております学力向上総括専門官や、中学校において複数の教員が学年をまたがり同じ教科を担当する教科の縦持ちの指導助言を行う組織力向上エキスパートの報償費を初め、各学校が中長期的な視点で作成した学校経営計画に基づいた学力向上対策の効果的な実施や、教科の枠を超えたチームで授業改善を進める取り組みへの指導助言を行う学校経営アドバイザーの報酬及び指導主事等の活動費などが含まれております。また、新学習指導要領の全面実施に向けて教員や児童生徒の英語力を強化するための事業や、理科指導の中核となる教員を養成する理科教育推進プロジェクト、また学校図書館を活用した読みを鍛える拠点校事業などを継続して実施するとともに、算数・数学、英語、国語において授業づくり講座を開講し、教員がいつでもどこでも誰でも学び合い、自発的に授業改善を進めることができる取り組みを進めることとしております。

次にその下の9豊かな心を育む教育推進費は、子供たちの夢や志をかなえるもととなる力を育てるとともに、自尊感情や規範意識などを育み、豊かな人間性を培っていくために、キャリア教育や道德教育を推進するものでございます。

次の道德教育推進事業委託料は、市町村教育委員会が主体となり、道德推進リーダーを活用しながら、地域ぐるみの道德教育を推進するものでございます。

最後に、事務費については、キャリア教育担当教員の資質向上研修や、平成30年度に作成いたします副読本「みらいスイッチ」の増刷費用、また道德教育の授業力向上のための授業づくり講座の事業費などがございます。

これら平成31年度の小中学校課の予算は、395億8,750万9,000円で、対前年度比10億7,626万円の減となっております。

以上で、小中学校課の平成31年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

続きまして、平成30年度補正予算について御説明をさせていただきます。

資料ナンバー④補正予算説明書321ページをお開きください。

歳出でございます。

右側にあります説明欄をごらんください。1つ目の1小学校教職員人件費は、平成31年1月1日付の人事異動に伴い、人件費を減額したものです。

また、2つ下の2中学校教職員人件費は、平成30年12月1日付人事異動に伴い、人件費を増額したものです。

次に、その2つ下の3学力向上推進対策費は、放課後等学習支援事業費補助金の減額でございます。これは市町村等教育委員会が行う放課後等学習支援員の配置に対して3分の2以内または5分の3以内の補助を行ったものでございます。今年度は国費が大幅に減額されましたので、その影響を少なくするため県費を継ぎ足して補助してまいりましたが、市町村が計画していた放課後等の補充学習の実施日数や実施時間等に変更があり、当初見込んでいた予算額を下回ったことから補助金の不用額が発生したものでございます。

以上で小中学校課の説明を終わらせていただきます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎黒岩委員 冒頭に教育長に御説明いただきました、高知市の教育力の向上に対する平成30年度の指導員等の派遣はどのような総括というか、評価をした上で平成31年度さらに拡大してるかというあたりを、ちょっと詳しく御説明いただければと思います。

◎黒瀬小中学校課長 平成30年度4月から高知市が推進します学力向上推進室、ここに7名の教員を派遣して4月をスタートしました。4月当初、学校は決まっていたものの、どういう方向性で学校訪問すればいいのか高知市として十分な戦略が立てられていなかったんじゃないかなというふうに感じてございました。そこで推進室を運営するために、教育次長同士が表となった学力向上推進室の運営委員会を立ち上げて、4月からどういうふうに運営すればいいのかというところを、学力向上推進室とは別のところで運営会議を開いて、その運営について、幹部職員同士で審議してまいりました。そんな中でやっぱり戦略的に学校に入っていくこと、さらには午前中教育長も述べました全国学力・学習状況調査等の結果を踏まえて、やはり学校には温度差がございます。まずは平成30年度は学力的になかなか厳しいであろうというところの小学校、中学校をピックアップをしまして、そこに中心的に1学期入っていこうという戦略でスタートしました。最初、学校の受け入れ状態というのがスムーズではなくて、温度差がありました。しかしながら、総計月100回以上訪問することによりまして、徐々に学校のほうも、いわば外から人が入ってくるようになってきたというのが実感かと思えますけども、そういう形で随分と門戸が開いてきて、きちんとした話し合いが学校とできるようになってきたというふうに思います。しかしながら、学校のほうからの要請が上がってくるに従って、学力向上推進室の体制では学校の要請に応え切れないということが2学期に起こってきまして、それでさらにうちの小中学校課の職員を3名、兼務をかけて10名体制で取り組みをしました。今まで高知市への派遣だけでしたけれども、うちの職員が実際に3名入ることによって、その情報がかなり県の

小中学校課、私どものほうに入ってきますので、進捗状況が以前よりもはっきりとわかるようになりました。そして、やはり動いているなという感じが実際にしますし、学校によりましては本当に教科会が充実して、授業が飛躍的に変わってきたというような部分を評価できる学校もございますので、これは来年度また成果効果を受けて、さらに充実した体制によって、高知市の厳しい状況、これを緊急的に短期的に課題改善していくためには、やはり増員が必要であろうということになりまして、今回4月からプラス3名、そして県も含めて13名体制で進んでいこうということで決まったものでございます。

◎黒岩委員 過去にも県費を高知市に1億円投入するということも取り組んできた経緯からして、やっぱり高知市の学力向上ということは非常に大きな課題として、今日まで来た中でこういう取り組みもされてきたわけですね。あとはどうか、やっぱりその各学校ごとの校長先生のリーダーシップ、経営的な取り組み、それからそこで教えられてる先生方の意識改革というものが大事だと思いますけれども、そのあたりも含めて、今、どういう状況にありますでしょうか。

◎黒瀬小中学校課長 御承知のように、学校経営計画は全ての公立小中学校で作成しております。それにプラスをしまして高知市は、高知市教育委員会が中心になりまして、各学校に100日プランとか70日プランというのを作成を求めております。これは、3年間という長期的な学校経営の視点も必要ですけれども、やはり全国学力学習状況調査の結果を受けて、100日後にどうするんだとか、70日後にどういうふうになってなければいけないかという短期プランをきちんと高知市のほうが構えて、いわゆる校長管理職のほうに提出をさせて、今そこで進捗管理を図っているという状況です。それについて、我々も運営室の中で、校長だけがわかっててもだめですよ。このプランについて学校で全体的に組織的に取り組んでいくんだということで、きちんとこのプランが教職員に共有されて、みんなが一丸になってよしやるぞという気持ちになるような、そういう支援の仕方をしていきたいと思います。ということで運営室の中で話をしていたところでございます。

◎黒岩委員 わかりました。

◎久保副委員長 関連して。もちろん、成果があったというのはすごく先ほど承知しました。それを、小学校と中学校に切り分けたときのその成果について、少しお話をお伺いしたいと思います。

◎黒瀬小中学校課長 中学校は高知市17校。義務教育学校を含めれば19校、中学校がございいます。その中で一定タテ持ち校ができるのが19校のうち16校ということで、高知市の場合は、既にことしからタテ持ち校が可能な16校は全てタテ持ちでスタートができました。そういう意味でやはり、学力向上推進室のほうの入り方としましては数学、国語、この2教科を中心にまずしっかりとタテ持ちの教科会を回していこうということで、学力向上推進室の指導主事が入って、中学校に対しては取り組みをスタートしております。一定28年

度からタテ持ち校をスタートしてますので、その蓄積がありますから、それについてはうまく回り出したかなということで、中学校の授業改善については、一定進んできたかなというふうに評価をしております。

小学校のほうは、高知市が39校ですけれども、義務教育学校を含めれば41校ございます。やはり大きな数ですし、また児童数も非常に多い学校がたくさんあるというところで、組織的な取り組みという部分では、高知市の小学校はやはり課題があるんじゃないかなというふうに評価しました。なかなか組織的に動けない、授業改善がやっぱりきちんと末端の先生方まで通りにくいというような課題がございましたので、その部分については、まずは、少し学力に課題のある小学校をピックアップしまして、13校程度にまずは入っていくというところを今取り組んでございます。一遍に41校全てにとというのは1年間で難しいですので、そういう戦略のもとで入っております。入っていく学校につきましては、やはり、最初はなかなか厳しい状況もございましたけれども、先ほども申し上げましたように、少しずつではありますけれども学校の雰囲気も変わって、先生方のほうからもやっぱり授業改善が必要であろうということで、そういうことの動きが学校の中から見え始めたというふうに評価しておりますし、小学校のほうはもう少しまだてこ入れが必要だなというふうに考えておられます。

◎久保副委員長 僕、逆と思ってました。小学校というよりか中学校のほうが高知市の場合にはなかなか学力のテストなんか見ても大変なんで、中学校のほうがもっと大変かなと思ったけど、今のお話聞いたらそうでもないんですね。

◎黒瀬小中学校課長 そうでございます。小学校の課題のほうは根が深いのかなと思っております。

◎久保副委員長 最後に、この前、本会議場で御質問したときに、さっき数学とか国語とかいうお話も出てましたけど、新たな教科についても今後、そういう指導主事の方が話をしていきたいというふうなことをおっしゃってたんですけども、新たな教科というのは数学とか国語以外にもということでしょうか。

◎黒瀬小中学校課長 今、学力向上推進室での配置を考えておりますのは、新たに英語の教員を増員しようということと、小学校の教員も、今2名体制ですので、増員して小学校への強化もしようと考えてございます。

◎久保副委員長 わかりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に高等学校課の説明を求めます。

◎竹崎高等学校課長 高等学校課でございます。

まず、平成31年度当初予算について御説明をいたします。

お手元の資料番号2、当初予算資料の632ページをお開きください。項目がたくさんございますので、主要項目を中心に説明をさせていただきます。

まず、歳入でございますが、当課の歳入の主なもの、高等学校等就学支援金制度による就学支援金と、専攻科を含む県立高等学校の授業料、受講料、県立中学校、高等学校を受験する際に徴収します入学手数料、県立高校入学時に徴収します入学料でございます。

次に633ページに移りまして、2 国庫補助金の11の教育費補助金の高等学校費補助金につきましては、高等学校の授業料の支援のための高等学校等就学支援金交付金と、授業料以外の教育費の支援としましての奨学給付金として、高等学校等就学支援事業費補助金などを計上しております。

次に、このページの中ほどでございます10財産収入のうち、3 生産物売払収入は、農業高校等の実習において生産加工したものや、土佐海援丸の水産実習時の漁獲物の売り払い収入でございます。

続きまして、歳出について御説明をさせていただきます。

635ページをごらんください。

当課の平成31年度一般会計歳出予算総額は197億1,689万5,000円。対前年度比41億696万4,000円の減。対前年比では82.76%となっております。減額の主なものは、高知国際中学校・高等学校及び須崎総合高等学校の一部工事完了等によりまして45億3,542万9,000円減となったことによるものでございます。

それでは、説明欄をごらんください。

2 情報教育推進費は県立学校の授業用パソコンと教職員の校務用パソコン整備費等に要する経費でございます。

636ページをお開きください。

2 高等学校費でございますが、説明欄の中の1 高等学校教職員人件費は高等学校における教職員1,811人の給料、職員手当、共済費でございます。

5 管理指導諸費は、人事関係業務や校長会等の開催経費、県立中学校・高等学校の教育活動を推進するための支援指導に要する経費などがございます。

次の637ページに移りまして、6 高校教育推進費ですが、全ての学校の特色ある教育活動を推進するとともに、学校組織マネジメント力を高めることにより、チーム学校づくりを推進するための組織力向上事業や、キャリア教育という視点で生徒一人一人の進路実現を支援し学習意欲を向上させるために、多様な進路希望支援事業などを実施する予定でございます。

中ほどの基礎学力把握検査等委託料につきましては、県内全ての県立高等学校の全日制及び多部制昼間部の生徒を対象に、高校入学時から高校3年生進級時までの学力学習状況の推移を全国的な共通指標である学力定着把握検査を受験することにより把握でき、基礎

学力の定着や学習習慣の確立に向けた具体的手だてを生徒の実態に応じて実施、検証する取り組みとして実施をしているところがございます。次年度1年生からは、順次国の事業である高校生のための学びの基礎診断を導入していく予定でございます。

下から3つ目、全国高等学校総合文化祭実行委員会負担金につきまして、全国高等学校総合文化祭は、芸術文化活動について全国の高等学校の生徒に発表の場を提供し、参加意欲の喚起、創造的な人間育成、交流、親善を図ることを通して、2020年以降の芸術文化のレガシーを創出する大会として平成32年夏に本県で初めて開催をいたします。この負担金は、昨年6月に設立された第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会が行う諸会議開催、先催大会への視察、大会の広報活動等の大会準備運営経費でございます。負担金交付については昨年同様、負担金の交付に係る双方代理の事前承諾をお願いします。教育長が会長である第44回全国高等学校総合文化祭高知大会高知県実行委員会に対する支出でございます。教育長が代表である団体への負担金につきましては、民法第108条の双方代理の関係に当たり、「同一の法律行為については、相手方の代理人となり、又は当事者双方の代理人となることはできない」とされております。実行委員会においては負担金の申請、請求、受容などの権限を事務局長に委任し、双方代理を解消する予定ですが、加えて同法同条、「ただし、債務の履行及び本人があらかじめ許諾した行為については、この限りでない」を踏まえ、双方代理による契約を有効なものにするため、教育長が代表である団体への負担金について、議会から事前許諾をいただく御説明をさせていただいております。よろしく願いいたします。

次の638ページに移りまして、9就職支援対策事業費ですが、各校の就職支援を目的として就職アドバイザーを配置するもので、平成31年度は県内9名を就職アドバイザーとして配置し、生徒への支援などに取り組んでまいります。

10県立中学校等運営費から641ページの15定時制高等学校運営費までの経費は、県立中学校4校、全日制高校33校及び定時制高校の学校運営、産業教育設備の整備、農林水産実習に要する経費、水産指導実習生の運営に要する経費でございます。

17高校再編推進費は、主なものとして、平成30年12月に策定した県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」における各校の振興や活性化に向けた取り組みの推進や、グローバル教育の推進に要する経費でございます。

また、遠隔教育システム構築等委託料につきましては、平成27年度から取り組んでいる学校間連携による遠隔教育を継続して実施をしてまいります。

18施設整備費は、主なものとして、須崎総合高等学校の渡り廊下の改築等の工事と後期実施計画における南海トラフ地震への対応として、統合する安芸中学校・高等学校と安芸桜ヶ丘高等学校や高台移転する清水高等学校の校舎新築等に係る基本設計を委託するものです。また、平成32年度から探究科を申請する予定の山田高等学校について、既存校舎の

一部改修工事を行うものです。

次に644ページをお開きください。債務負担行為について御説明させていただきます。

県立学校整備事業費は、清水高等学校の高台移転に係る基本設計です。清水中学校との連携型中高一貫教育による連携授業等の一層の推進が図られることから、清水中学校の近隣に高校を設置する計画で進めているところです。今後のスケジュールとして、まず土地の購入が必要になるため、平成31年度当初予算で不動産鑑定を実施し、平成31年度の6月補正予算に土地購入費を計上したいと考えております。

教育振興施設整備事業費交付金は、県立高等学校再編振興計画「後期実施計画」を効果的に推進し、県立高等学校を核とした地域の教育力の向上及び活性化を図ることを目的として、市町村が実施する施設整備事業に対して、事業完了年度の翌年度に交付金を交付するものです。この債務負担行為には梶原町の施設整備事業を計上しております。梶原町は地域外から梶原高校へ入学する生徒や移住者を受け入れる複合型居住施設の建設を計画しており、町の事業として実施するものではありませんが、県にとりましても梶原高校の魅力化づくりにも寄与するものと認められることから、町に対して支援を行うものです。

続きまして、特別会計について御説明させていただきます。同じ資料の859ページをお開きください。

高等学校等奨学金貸付事業は、高等学校等への進学を経済的な理由で断念することのないよう、奨学金を貸与するものでございます。

まず、歳入でございますが、区分の欄の貸付金元金収入は、貸付金の返還金でございます。

次のページに移りまして、歳出でございます。

平成31年度の貸与見込み者数は、新規450名、前年度からの継続422名の計872名を予定しております。説明欄の奨学金市町村事務処理交付金は市町村にお願いをします中学校3年生の予約奨学生の募集等の事務について、その事務費相当分を市町村に交付するものでございます。結果として、平成31年度高等学校等奨学金特別会計予算総額は3億853万8,000円。前年度比1,045万1,000円の減となっております。

以上で、高等学校課の平成31年度当初予算の説明を終わらせていただきます。

失礼いたしました。先ほどの説明の中の双方代理の部分でございますが、事務局長への委任ではございません。申しわけございません。副会長への委任ということでございますので、訂正をさせていただきます。

続きまして、平成30年度補正予算について御説明をさせていただきます。資料4、補正予算の322ページをお開きください。

まず、歳入についてですが、12教育債は、高知国際中学校・高等学校の既存校舎改修工事や須崎総合高等学校の校舎及び新体育館の新築工事の入札残による減額でございます。

次に、歳出について御説明をいたします。次の323ページをお開きください。

2 高等学校費の減額理由は、共済費等が見込みを下回ったことや委託料及び工事請負費について入札により予算を下回る額で落札したためでございます。また、説明欄の6施設整備費の主な減額理由は先ほど歳入で説明をいたしましたとおり、高知国際中学校・高等学校や須崎総合高等学校の校舎等施設整備の入札残によるものでございます。

次に、324ページの繰越明許費明細書についてでございます。

これは須崎総合高等学校の工事等の計画調整に日時を要したことなどによるものでございます。

続きまして特別会計について説明をいたします。407ページをお開きください。

高等学校等奨学金貸付事業は、奨学金貸与者数が当初の見込みを下回りましたために不用となりました貸付金及び市町村への貸付事務費交付金等を減額するものでございます。結果として、当初の特別会計歳出予算総額3億1,898万9,000円が8,793万5,000円の減額となり、2億3,105万4,000円となっております。

以上で高等学校課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 組織改編のことは、こちらでもいいんでしょうか。一番最初に説明があって、推進室でしたかね。もうちょっと説明を。

◎伊藤教育長 昨年12月に後期の県立高等学校再編振興計画ができました。この4月からその計画に基づいて5年間取り組みを進めていく、それは中山間の学校の魅力化であったり、ICTの活用であったり、それから加えて南海トラフ地震への対応とかいうことで、安芸高校と安芸桜ヶ丘高校は統合しますし、清水高校は高台移転するといったような形で、非常に業務量がふえてきましたので、課を独立させまして、そういった南海トラフ地震の対応とそれからもう、ほぼ待ったなしだと思っております中山間の学校の磨き上げ、これについては教育委員会挙げてしっかり取り組むということで体制を強化して、課を新しく設置をさせていただいたということになっております。

◎塚地委員 その全体の中で、さっき言われた県立高等学校再編振興計画の中にある学校の事業とのさび分けっていいですかね。全体の人事とかは、もともとの課でやる、何かちょっとそのバランスというか、事業のさび分けがちょっとイメージが湧きにくいんですが。

◎竹崎高等学校課長 人事等につきましてはこれまでどおり高等学校課で所管をしていくということでございまして、特に、先ほど教育長から説明もございましたように、県立高等学校再編振興計画の後期実施計画にかかわるような部分について、新しくできる課のほうで担当していくということでございます。

◎塚地委員 例えば予算編成みたいなことになるときには、後期の県立高等学校再編振興計画のところに重点的にいくとか、そういう状況になるんですかね。今までやってきた高

等学校課のすごい重立った部分はそこへいくのかっていう。ちょっとそのあたりを。

◎伊藤教育長 県立高等学校再編振興計画のほうは個々の学校ごとにどう特色を出していくかっていうような色が強くなっておりますので、一般的な学力の向上であるとかいうものについては高等学校課に残りますけども、個々の学校ごとに、例えば中山間であればそのICTを活用したいっていうところが入っていきますし、この学校はこの部活動に特に力を入れながら他の地域からも子供を呼んできたいというようなことであれば、その部分が新しい課に入りますので、どちらかという県立高等学校再編振興計画に基づいて個々の学校の取り組みと南海トラフ地震対策みたいなものをやるっていう課になってきます。

◎塚地委員 そしたら物すごく個別の、この学校この学校っていう県立高等学校再編振興計画の中に、取り上げられた学校に集中的に支援する課が独立するっていう形になるんですか。

◎伊藤教育長 県立高等学校再編振興計画の中には全ての県立学校が入っております。ですから、基本的には全ての学校を対応することになりますけども、特に特色を持った集中した取り組みが必要な部分については、基本的にこの新しい課のほうで対応するということになってくると思います。

◎塚地委員 なるほど。ちょっとよくわかんないけれども。いいです。

◎上田（周）委員 関連というか、今、県立高等学校再編振興計画の後期の実施計画の話が出ましたので。意外と新聞記事にもなりません、この中で、追手前高校の吾北分校とそれから西土佐分校が基本的に平成35年度まで継続するというので、これまでをずっと振り返ったら、流れの中で地域というか学校ももちろんですが、結構、不安があったのが平成35年度までということで、それはよかったんですが、5年いうてもすぐ来ますので。もちろんその地域の学校とか地元、行政体が知恵と汗をかかんといかんがですが、今度できる振興課ですかね、そういうところを含めて、頑張りたいという高校よね、アドバイスというか、そういう踏み込んでいくというような、そういうことは考えてないですか。

◎竹崎高等学校課長 新しい課になりまして人員的にもふえますので、現状と比べてかなり強化をされていくということでございますので、やはり後期計画では、その中山間の高等学校の振興というのが非常に重きを置かれておりますので、強化された新しい課の中で地域としっかり、情報交換、あるいは連携をとって高等学校の振興、広くは高等学校を核として地域が活性していくようなところまで踏み込んでお話、協議ができればと考えているところでございます。

◎上田（周）委員 実際の話、地元の分校とか行政とか地域を踏まえて新しい発想でやるのがなかなか大変な部分も、一生懸命やってると思いますけど、そのあたりまた一緒になって、今後魅力あるその中山間地域の高校ということで、中山間にとっては命の学校とい

うことをございますので、ぜひそのあたりをよろしく願いいたします。

◎黒岩委員 学力向上推進事業の中の基礎学力把握検査の説明が別冊資料の26ページにあるんですけども、これもう少し詳しく、結果を受けてどういう対応がされているのか、そのあたりを。

◎竹崎高等学校課長 この学力定着把握検査でございますけれども、平成24年度から本県で取り組んでおりまして、全日制の学校それから多部制昼間部の学校全てで、1・2年生については4月と9月に2回検査を実施して、その検査をもとに学力向上プラン等を作成して、PDCAサイクルを回しながら授業改善とか学力向上を図っていくというものでございます。3年生については4月に1回ということでございます。本年度からはさらにそれを強化する形で、学校支援チームというのが高等学校課にできましたので、この学力把握検査の結果を受けて、学校支援チームの者がその内容等も学校別にしっかりと分析をして、本年度延べ885回学校訪問をしております。その学校訪問の際に、授業を参観するとともに教科会にも指導主事が入って授業改善に向けて取り組みをしていくということでございまして、まだ本年1年間だけの取り組みでございますので、まだ継続的な結果というのはわからないですけども、本年度に関しては例えばD3層が減少したりといった成果も出てきているところでございます。

◎黒岩委員 結局、3年次の4月段階で3割が、定着状況が悪いということですので、やはり中学校時代あるいは小学校時代につながるかもわかりませんが、小中学校との連携の中でどういうところにメスをとるかポイントを置いて対応していったらいいかというのは中学校、高校段階、小学校段階の教え方とか、そのあたりにもかかわってくると思いますが、そのあたり連携はどうやってるんですか。

◎竹崎高等学校課長 中学校との連携に関しましては、例えば夏に中高校長会というのを開催いたしまして、中学校の校長全員、それから高等学校の校長全員が、高校入試のことなどが中心にはなっていないんですが、学力面も含めて協議をしているということでございます。それから中学校段階では、もう既に授業づくりベーシックガイドといういわゆる授業の型を示すようなガイドブックのようなものを既に作成しておりまして、高等学校も本年度からそれを導入しまして、どうしても高等学校になりますと各教員の専門性というのが優先されて、それぞれの教員が独自の授業をやっているというようなことも多うございましたので、授業づくりベーシックガイドを一つ基本にして、指導主事が学校訪問をしてわかりやすい授業づくりというのを各学校に指導しているというような状況でございます。

◎黒岩委員 どうしても高校の場合、その退学ということになっていくわけですね。だから、いろんな理由があるにしても、学力がついていかなくて、やめるというケースも結構あるかと思いますが、そのあたりは一人一人の状況も把握しながら対応されてると思うんですけども、そのあたりいろいろ課題が見えてくると思うんですが、実際人数的に

はどうなんですか。ふえてるんですか、減ってるんですか。

◎竹崎高等学校課長 平成29年度の中途退学率というのが、公立の高校の場合は1.5%でございまして、前年より0.1ポイント減少している状況でございまして、中途退学者自体は徐々に減少傾向にはございます。ただ、やはり全国と比べると0.2ポイントほど上回っておりますので、一つは学力の問題というのも当然あるかと思えますし、それから人間関係とかそういったところも原因となっているところがございまして、やはりしっかり基礎学力をつけるという取り組みを進めるとともにコミュニケーション力でありますとか、仲間づくりでありますとか、そういったところにもしっかりと力を入れて取り組む必要があるかなとは思っております。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈特別支援教育課〉

◎明神委員長 次に特別支援教育課の説明を求めます。

◎橋本特別支援教育課長 特別支援教育課でございまして。

それでは平成31年度当初予算案について御説明をいたします。

資料ナンバー②議案説明資料の645ページをお開きください。

まず、歳入でございまして。主なものについて御説明をいたします。

中ほどの9国庫支出金でございまして、6教育費負担金の右の説明欄の義務教育費国庫負担金は、特別支援学校教職員の給与に係る国庫負担金でございまして。

その下の特別支援教育就学奨励費負担金とその下の11の欄の特別支援教育就学奨励費補助金は、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的な負担を軽減するため、通学費、給食費、校外学習費などにつきまして補助を行う就学奨励の制度に係る国庫負担金補助金でございまして。

また、同じ欄の教育支援体制整備事業費補助金は、特別支援教育の支援体制整備に係る国の補助金でございまして。

10教育費委託金の説明欄の初等中等教育等振興事業委託金は、文部科学省の指定を受けて実施する事業に係る委託金でございまして。

646ページをごらんください。

3の生産物売払収入は、特別支援学校の職業教育実習費の収入でございまして。特別支援学校では卒業後の自立と社会参加を見据えまして、職業教育を重視しており、各学校が行う作業学習では物品の生産から販売までを一連の学習として行っているものが多くあり、生産物売払収入はその売り上げの見込み額です。

3つ下の19教育委員会収入の(7)特別支援教育課収入は、盲学校のほり、きゅう、マッサージの実習収入や期限つき講師、臨時職員等の労働保険料などでございまして。

続きまして647ページをお開きください。歳出でございまして。

特別支援教育課の平成31年度当初予算総額は80億9,082万1,000円で前年度当初予算額と比較しますと、11億8,623万9,000円の増額となっております。主な増額の理由は後ほど御説明いたします病弱特別支援学校の移転整備に係る事業費を計上させていただいたことによるものです。

それでは、3特別支援教育費の主なものについて御説明をいたします。右の説明欄をごらんください。

1 から 3 は特別支援学校の教職員や非常勤職員等の人件費などでございます。

4 特別支援学校教職員旅費は、生徒引率など教職員の行動旅費でございます。

次に648ページをお開きください。

5 学校運営費は、県立特別支援学校本校 7 校、分校 6 校の学校運営費に要する光熱水費や委託料などでございます。

6 職業教育実習費は、特別支援学校の職業実習に要する経費でございます。

7 学校指導費は、特別支援学校の重度障害のある児童生徒の健康管理を行うため、学校に指導医を派遣したり、修学旅行に看護師を同行させるための経費などでございます。

8 教育内容充実費は、特別支援学校において新学習指導要領の趣旨及び内容の周知徹底を図り、各学校の教育課程の充実・改善に資するための教育課程研究集会などの開催や、国の研究協議会等への職員の派遣、国の特別支援教育に関する実践研究充実事業の指定を受け、特別支援学校において主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善や、ICT機器を活用した教育支援に関する研究を推進する経費などを計上してございます。また、進路指導やキャリア教育の充実のための各学校におけるキャリアガイダンスの実施や、特別支援学校 7 校において、企業等への一般就労を進めるための就職アドバイザー 2 名の配置、特別支援学校技能検定の実施などに要する経費を計上しています。特別支援学校技能検定は、これまでの清掃業務や接客業務に加えまして、次年度からは全ての障害者の生徒が参加できるよう、情報処理を検定種目に加えるなど、さらに充実させ継続してまいります。あわせて検定の結果や生徒が身につけた技能等が進路先の決定においても生かされるよう、進路支援推進会議などでのネットワークづくりなどを通じて、企業等への啓発を行ってまいります。

9 就学奨励費は、特別支援学校への就学奨励に関する法律に基づき、特別支援学校に就学する児童生徒の保護者の経済的負担を軽減するため、通学費や給食費など就学に要する経費の一部を助成するための経費でございます。

次に、649ページをお開きください。

10 特別支援教育推進費は、発達障害を含めた障害のある児童生徒の指導の充実や切れ目のない支援体制の整備を目指す事業に係る予算です。主なものとして、特別支援学校のセンター的機能の向上のための専門性の向上や児童生徒の合理的配慮の充実のため、医師や

理学療法士など医療関係者や臨床心理士、ICT支援員などの外部専門家を特別支援学校などに派遣する経費や、小中学校、高等学校の通常の学級に対し、指導主事や大学、医療等の専門家のチームを派遣し助言などを行う巡回相談事業に係る経費、また、小中学校の校内支援体制の機能の強化を図るため、学校コーディネーターの役割や校内支援会の運営などに直接支援を行う校内支援力アップ事業で、県内3地域に1名ずつ配置する特別支援教育巡回アドバイザーの雇用に係る経費。さらに、小中学校と高等学校の通級による指導について、担当教員の指導力の向上を図るため、通級による指導担当者連絡協議会の開催や、小中学校の自閉症情緒障害特別支援学級の担任を対象とした指導力向上のための悉皆研修の経費などとなっています。

11施設整備費は、県立特別支援学校再編振興計画に基づく、病弱特別支援学校の校舎及び寄宿舎の移転整備に関する工事などに係る経費でございます。

設計等委託料は、校舎及び寄宿舎の建築工事に係る管理委託料や寄宿舎のLAN整備に係る委託料で、その下が校舎及び寄宿舎の建築に係る工事請負費でございます。

上水道新設分担金は、病弱特別支援学校の寄宿舎の移転に当たり、高知市水道局に支払う分担金となっています。

続いて、債務負担行為に係る調書でございます。650ページをお開きください。

県立学校寄宿舎整備事業費ですが、新たに建築をいたします病弱特別支援学校寄宿舎は現在の盲学校寄宿舎と同じ敷地内に設置しまして、食堂や浴室などは盲学校の施設を共用することとしておりますため、病弱の新しい寄宿舎の建築の後に、引き続き盲学校寄宿舎の老朽化対策やバリアフリー化などの改修工事を行う計画となっています。工期が9カ月程度かかることから、平成31年度から平成32年度の債務負担をお願いするものでございます。

平成31年度当初予算の説明は以上です。

続いて平成30年度補正予算について御説明をいたします。

資料ナンバー④議案説明書補正予算の326ページをお開きください。

歳出に関する減額の主なものとしまして、1学校運営費につきましては、各種委託料の入札残の減額。2就学奨励費は学用品の購入や寄宿舎に入所する児童生徒への助成などのための経費が当初の見込みを下回ったための減額。3施設整備費では、病弱特別支援学校の移転整備に係る実施設計委託料や教育センター分館の解体工事請負費の入札残について減額補正をするものです。

次に、繰越明許についてでございます。

328ページの明細書をごらんください。

病弱特別支援学校の移転整備に関する工事などにつきまして、計画調整等に日時を要したことによるものでございます。

補正予算などに関する説明は以上です。

引き続きまして、病弱特別支援学校建築主体工事請負契約の締結に関する議案について御説明をいたします。

資料ナンバー⑥平成31年2月高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の11ページをごらんください。

この議案は、県立の病弱特別支援学校について、高知市大原町の教育センター分館跡地に新たな校舎を建築するための請負契約の締結について、県議会の議決を求めるものでございます。

契約内容について御説明をいたします。総務委員会資料議案説明資料の赤いインデックスの特別支援教育課のページをお開きください。

左中ほどの校舎主体工事の契約内容の欄をごらんください。工事内容といたしましては、新たな校舎の建築及び既存体育館の改修を行います。契約方法は一般競争入札で7者が参加し、平成30年12月25日に落札者が決定。平成31年1月22日に仮契約を締結しております。契約金額は9億8,712万円で予定価格に対する落札率は90.92%でした。契約の相手方は、新進・勝賀瀬特定建設工事共同企業体で、工期は15カ月。本議会で議決をいただきましたら本契約となり、その後工事に取りかかりまして完成は平成32年6月の予定です。

資料の右側の整備の概要の囲みにありますように、新たに整備をいたします病弱特別支援学校につきましては、現在推進をしています特別支援学校再編振興計画第2次において、多様な教育的ニーズに対応する教育内容の充実、特別支援教育のセンター的機能の発揮、安心・安全な教育環境等の目指す学校像を踏まえた施設整備を行うこととしており、校舎や体育館の主な整備内容は以下にお示しをしております。

右下の囲みは敷地内の配置図となっております。網かけの部分が平成31年度に工事を予定している部分です。図の一番下が既存の体育館です。その上が鉄筋コンクリート4階建ての校舎で、校舎北側がグラウンドという配置になります。資料左下は完成予想図となっております。

最後にスケジュールをごらんください。今回議決をお願いをしております新築工事のほか、グラウンド整備工事を平成32年度に、寄宿舎については、高知市越前町の盲学校寄宿舎の敷地内に平成31年度に新築をしますとともに、あわせて盲学校寄宿舎の改修を平成31年度から32年度にかけて行うこととしております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎土居委員 特別支援学校のキャリアプロジェクトということで取り組みを進めておられるんですけども、知的障害特別学校の就職率というのは、全国に比べても頑張っておられるような状況だと思うので、それをさらに高めていこうということだと思うんです。そ

の目標が職場の定着率で、1年後を100%っていうことで目標にしてるんですけど、定着率と現状はどんな状況ですかね。

◎橋本特別支援教育課長 昨年度の分とかについてはまだ調査ができてないんですけども、平成26年度から平成28年の3年間については、一般就労とA型を加えたもので、9.2%の離職率でございました。そのことについては、卒業の時点で既に障害者職業センターとか、それから就労支援センターなどとの連携をするようにしており、情報を把握した段階で次の就職支援をするような形をしておりますので、離職者がそのまま放っておかれるということはないような状態にはしてございます。

◎土居委員 進路支援推進会議、この役割も大事だろうと思うんですけど、メンバー等にはどのくらいの企業が入っておられるがです。企業というか団体というか。

◎橋本特別支援教育課長 今年2月に第1回目を開催したところでございますが、企業団体が5社参加をしてございました。中小企業の団体でありますとかホテル業界、それから外商をされている業界でありますとか、ちょっと正式な名称を覚えてないんですけども、そういった団体が5社参加をしていただきました。

◎土居委員 そしたら参加の団体等はこれまで障害者の雇用実績等もある団体で、姿勢としては前向きに捉えてくださっておられるわけですね。

◎橋本特別支援教育課長 既に障害者雇用をされている企業が多く集まっている団体もございますけれども、これまで全く障害者雇用をしてない企業が参加をされている業種の組合とかもありまして、それはさまざまでした。

◎土居委員 そういったところにぜひその実績をつくっていただいて、さらに雇用拡大というところに向けての努力をお願いしたいということと、その技能検定の中に情報処理が入るのは、新たな取り組みですかね。

◎橋本特別支援教育課長 そうです。

◎土居委員 もちろんそれはいいことだと思うんですけども、実際その生徒が情報処理の技能を磨ける環境が学校側にハード整備といったことは整ってるわけですかね。

◎橋本特別支援教育課長 各特別支援学校にも一定の台数の生徒用パソコンというのは導入をされておりますので、そういうものを使って、情報の授業等で対応している学校は多くございます。

◎土居委員 今からの時代に非常に大事ですし、人手不足の中、各企業そういった作業をやってくれたら物すごく助かるような面もあると思いますが、余りにも古いものだったらやはり使えませんのでね。その時代に応じて新たに技能検定をして、後押しをしていくというのであれば、そういったところの充実も図られたらどうかなと思うんですけど、意見としてで構いません。

◎塚地委員 この病弱特別支援学校の整備の概要のところ、目指す学校像の3番目にあ

る医療的緊急時への対応っていうのが、具体的にはどういう整備がされるのかっていうのを。

◎橋本特別支援教育課長 今回新たに校舎を建てます場所につきましては、これまでのように医療機関に隣接している場所ではありませんので、近隣の各医療機関、大きな医療機関幾つかありますけれども、そういうところとの連携を密にとるように対応をしてございます。あと、学校に対しては看護師を常駐させるようなことも実施するように、平成31年度から配置を既に始めることとしております。

◎塚地委員 わかりました。移転が平成32年度ということで、先の話なんですけど、今ある江の口養護学校は耐震性がある建物なんですかね。

◎橋本特別支援教育課長 そうでございます。

◎塚地委員 その今後の活用みたいなことの議論は、同時に進んでいる状況ですか。

◎橋本特別支援教育課長 教育委員会の中では今後どうするかということは検討をしている状況です。

◎塚地委員 検討されてるのはわかりましたが、あそこはやっぱりグラウンドはないですね。ちょっとまた検討状況を見させていただきたいと思います。

それでもう1点、全然別のことで、高知市でちょっと問題になった例の発達障害の子供がパニック状態になったときに、先生が若干けがされて、警察に被害届を出したっていう案件。今度第三者委員会が立ち上がって、検討の結果、それは適切ではなかったっていう第三者委員会からの報告が出た。私はそれ読んだときに、発達障害の子供たちが普通学校に行ったときに専門でない先生方が対応したときに起こり得る問題だなあとということを思っていて、それで、その検証の中身を、県の教育委員会としてもしっかり把握をしていただいて、これからずっと特別支援教育を県内の先生方にきちんと研修なんかもされるんだと思うんですけど、そういう場合にやっぱり一つの大事な観点だと思うので、ぜひ今後の研修にも生かしていただく必要があるがじゃないかなっていうふうに思うんですけど、そこはどうですか。

◎橋本特別支援教育課長 先生方に発達障害等に対して正しい理解をしていただいて、支援方法についても適切な対応をしていただきたいというのはもちろんあるのですが、お一人お一人の先生方の力だけでは十分でないこともありますので、今は校内支援体制ということで学校の中できちんとその支援が必要な子供の情報っていうのはしっかりと共有をしていただいて、専門家の見立てでありますとか助言等を踏まえて子供に対してどういう対応をしていくのか、それから校内でどういう役割分担をしてやっていくのかとかいうことを、しっかりとチームで支援ができるような形をとってくださいということで、校内支援体制の充実に努めています。それは発達障害の子供たちに限らず、不登校であったりとかそういった生徒指導上の問題も同じだと思うんですけども、学校としてはそういう

対応をしっかりとっていただきたいということと、もちろんそのお一人お一人の先生方に対する理解だとかってということに関する研修については、もちろん今後とも引き続き続けてまいります。

◎塚地委員 それで今回ちょっとトラブルになったのは、先生が、管理職も含めてやと思うんですけども、その発達障害の方のそれを暴力行為として捉えて警察に被害届出して、そのお子さんが警察で取り調べを受けるってというような状況になったっていう、そこで問題がさらにちょっと深刻化したっていうところがあって、そういうときの対応を、そこを警察に被害届出すというやり方がかえってやっぱり問題を大きくしている、深刻にしたっていう、そういう第三者機関の検討っていうのはすごく私は大事な検討だと思うので、ぜひ共有もしていただいて、今後の研修に生かしていただきたいなど、これは要請でございます。よろしくお願ひしたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈生涯学習課〉

◎明神委員長 次に、生涯学習課の説明を求めます。

◎三鶯生涯学習課長 生涯学習課でございます。

お手元の資料ナンバー2の当初予算議案説明書の651ページをお開きください。

まず、歳入でございます。

科目8の使用料及び手数料は青少年センターを初めとする青少年教育施設の使用料でございます。

次の9の国庫支出金のうち、2の国庫補助金につきましては右端の説明欄をごらんください。

生活困窮者就労準備支援事業費等補助金は、若者サポートステーションの事業に充てるものでございます。

1つ飛ばしまして学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、市町村が実施する放課後子ども教室や地域学校協働本部の運営への助成などに充てるものでございます。

1つ飛ばしまして、3の委託金の生涯学習振興事業委託金は、若者サポートステーションの事業に充てるものです。

科目12繰入金は652ページに移りまして、森林環境保全基金繰入でございますが、自然体験型学習事業など環境学習推進事業費に充てるものでございます。

科目14の諸収入の受託事業収入は、早寝早起き朝ごはんのフォーラム開催に充てるものでございます。

雑入の教育委員会収入は、青少年センター陸上競技場の備品購入に充てる助成金などです。

科目15の県債は、青少年センター陸上競技場改修工事費のほか、市町村が行う放課後児

童クラブの施設整備の助成に充てるものです。

以上、生涯学習課の平成31年度歳入当初予算額は3億6,147万2,000円となっております。次の653ページをお願いします。

歳出につきまして、主なものを中心に御説明させていただきます。

まず、左端の科目欄、上から3つ目でございます。4の学校施設等整備費でございます。

説明欄の1 青少年教育施設整備費のうち、1つ目の設計調査等委託料は、青少年センターの球場の防球フェンス設置工事や幡多青少年の家の宿泊室のエアコン更新工事に関連する業務を委託しようとするものです。

2つ目の建築等工事請負費は、青少年センターの陸上競技場改修工事や球場の防球フェンス設置工事、また幡多青少年の家宿泊室のエアコン更新工事を実施しようとするものです。

3つ目の事業費は、陸上競技場の備品の整備などに要する経費です。

654ページをお願いします。

科目1の生涯学習費でございます。

右端説明欄1の生涯学習推進事業費の1つ目、若者サポートステーション事業等実施委託料は、進路未定のまま高校を中途退学した生徒やニート、ひきこもり傾向にある若者に対して、若者サポートステーションにおきまして就学や就労に向けた支援を行い、社会的自立を促進するものでございます。

2つ飛ばしまして、生涯学習活性化推進事業委託料は、生涯学習の機会の充実を図ることを目的に生涯学習ボランティアセンターの運営のほか、視聴覚ライブラリーや塩見文庫の管理をNPO法人に委託して行うものでございます。

次のインターネットホームページ作成委託料は、県民が生涯にわたって学び続けられる環境づくりに向け、県内で開催される多様な生涯学習講座の情報を一元的に提供するポータルサイトを構築するものでございます。

次の物品搬送等委託料は、現在永国寺第2ビルで貸し出し・閲覧に供している視聴覚ライブラリー及び塩見文庫を、平成31年度末に公文書館へ移転させることに伴う経費でございます。

また3つ飛ばしまして、一番下の講座実施支援事業費補助金は、県と協働で生涯学習を推進しているNPO法人高知県生涯学習支援センターに対しまして、平成32年度に公文書館に入居するまでの間、講座の実施場所の確保を支援しようとするものでございます。

2つ戻りまして、高知みらい科学館運営費負担金でございます。こちらは高知みらい科学館につきましては、高知市が設置運営を行います。県内全域を対象に事業を行うことから、県市1対1の負担割合により、県もその事業費を負担することとしております。来年度は企画展や理科学習、出前教室、サイエンスショーなどに加えまして、理科の授業に

役立つ教材の教員への貸し出しなど新たな取り組みも予定しており、高知市におきまして職員を1名増員をすることとしております。

次の高知みらい科学館等整備費負担金でございますが、高知みらい科学館の整備費につきましては、科学館が県内全域を対象に事業を行うことから、新図書館等複合施設等整備事業に係る費用負担割合に関する協定書に基づきまして、高知市の実質的な負担額の2分の1を県が負担することとしています。本年度末に高知市におきまして、整備費から国費や合併特例債などを差し引いた実質的な負担額が確定しますことから、来年度に県から高知市に負担金を支払うものでございます。整備費には本年度に実施しました追加工事やオーテピア整備に当たって移設したトイレにかかる費用などが含まれております。

次の655ページをお願いします。

上から3つ目の社会教育振興費でございます。3つ下の郷土学習支援事業委託料は、小学生が郷土の偉人の生き方や志についてフィールドワーク等による体験を通して学びを深めるもので、土佐史談会に委託して行うものでございます。

1つ飛ばしまして社会教育振興事業費補助金は、高知県連合婦人会やPTAの連合組織など、社会教育団体に対して助成を行うものでございます。

次のふるさと教育推進事業費補助金は、子供たちがふるさとへの理解を深め、郷土愛を育む教育活動を行う団体へ助成を行うものでございます。

次に1つ飛ばしまして、3の学校・家庭・地域教育支援事業費でございます。

このうち、2つ目の放課後児童支援員認定資格研修実施委託料から一番下の学び場人材バンク設置委託料まで、また次の656ページの3つ目から5つ目の放課後関係の3補助金と、さらに1つ飛ばしまして、地域学校協働本部事業費補助金につきまして、別とじの主要事業説明資料で説明をさせていただきます。

別とじの主要事業説明資料の37ページをお願いをいたします。

新・放課後子ども総合プラン推進事業のポンチ絵になっておりまして、左下の事業内容欄をごらんいただきたいと思います。この事業は放課後における子供たちの安全・安心な居場所と多様な体験活動の機会を提供するため、留守家庭の子供の生活の場である児童クラブと、放課後においてさまざまな体験・交流活動を行う子ども教室とを総合的に推進するものでございます。

平成31年度の実施予定箇所数は、資料中ほど、右端に高知県という枠があると思いますがけれども、その左側に児童クラブが180カ所、子ども教室が145カ所となっております。約95%の小学校に児童クラブか子ども教室のいずれかが設置される予定となっております。なお、子ども教室が平成30年度と比べ2カ所減っておりますのは、学校の統廃合や学習に特化した子ども教室を地域学校協働本部事業へ移行することなどによるものでございます。

その下に各市町村等の補助事業メニューや県が実施する人材育成研修の予定を記載し

ております。両事業の運営費や児童クラブの施設整備に対する補助などを引き続き行ってまいりますとともに、一番下にあります人材育成につきましては、児童クラブの支援員に対する認定資格研修の開催など、両事業の従事者の資質向上のための各種研修につきまして引き続き実施をしております。

手前の36ページの資料をお願いしたいと思います。地域学校協働活動推進事業でございます。この事業は地域の学校が連携協働し、地域ぐるみでの教育の実現を目指し、幅広い地域住民等の参画によりまして、子供たちの成長を支える仕組みである地域学校協働本部を推進するものでございます。なお国の補助事業名が変更となっております、事業名も地域学校協働活動推進事業ということで、これまで学校支援地域本部という名前でおりましたが、今後は地域学校協働本部という呼び名を使用しております。

資料中ほどでございます。右端の高知県というところの左側のところに、平成31年度の予定、実施校数を掲載しております。来年度平成31年度は282校で実施予定となっております、小中学校に限りますと、現在の242校から268校へと増加しまして、9割を超える実施校率となっております。県が行う取り組みとしましては、その下に記載をしておりますが、運営費や活動内容の充実への補助、人材育成研修の実施、さらに地域コーディネーターが活動する際に活用できるハンドブックなど、新たに作成配布を予定しております。

あわせてその左の実施内容の部分の下のほうに、高知県版地域学校協働本部がございしますが、この高知県版の活動は民生児童委員の参画によりまして、厳しい環境にある子供たちの見守り体制を強化したもので、今後はこの高知県版の地域学校協働本部の活動へと発展をさせてまいります。

当初予算議案の説明書656ページにお戻りください。

一番上のフォーラム開催委託料は、子供たちの基本的な生活習慣の維持・向上・定着の取り組みを推進する早寝早起き朝ごはんフォーラムの開催に要する経費でございます。

4つ飛ばしまして、家庭教育支援基盤形成事業費補助金ですが、市町村が行う子育て講座の開催など、家庭教育支援の取り組みについて助成するものでございます。

次に4の環境学習推進事業費でございますが、1つ飛ばして自然体験型学習事業費補助金は、小中学校が実施する森林環境学習や自然体験活動を含む2泊3日以上宿泊体験活動を支援するものでございます。

次の5の青少年教育施設管理運営費は、県が直接運営する青少年センター及び幡多青少年の家の人件費や管理運営費、主催事業に係る経費のほか、香北青少年の家など、4つの施設の運営に係る指定管理委託料などです。また、青少年センター陸上競技場の芝の管理に係る経費もこの管理運営費に計上しております。

以上、生涯学習課の平成31年度歳出当初予算額は、17億6,920万5,000円で、前年度当初予算比プラスの3%となっております。増額の主な内容は高知みらい科学館等整備費負担

金によるものでございます。

次に、658ページをお願いします。

債務負担行為をお願いするものでございます。

塩見記念青少年プラザ管理運営委託料につきまして、平成32年度から平成34年度にかけて、本年10月に予定されております消費税率の引き上げ分を増額するためのものでございます。

当初予算の説明は以上でございます。

続きまして、補正予算について御説明いたします。

お手元の資料ナンバー4の補正予算議案説明書の330ページをお願いいたします。

まず、左の科目欄の上から3つ目の4学校施設等整備費でございます。

右端の説明欄の1青少年教育施設整備費の1つ目の設計調査等委託料は、塩見記念青少年プラザ改築工事に伴う周辺家屋の工損事後調査委託料につきまして、調査対象家屋が見込みを下回ったことに伴う減額でございます。

2つ目の建築等工事請負費は、青少年センター陸上競技場改修工事の入札残に伴う減額でございます。

次に、科目欄1の生涯学習費の説明欄の1学校・家庭・地域教育支援事業費の1つ目、放課後子ども教室推進事業費補助金、1つ飛ばしまして、学校支援地域本部事業費補助金につきましては、国の補助金の減額に伴うものでございます。

また、放課後児童クラブ施設整備事業費補助金は、国の補助率かさ上げが適用された市町村があったことや、市町村におきまして整備の予算を確保できず、事業が実施できなかったことに伴う減額でございます。

続きまして332ページをお願いします。

繰越明許費についてでございます。

まず、青少年教育施設整備費でございます。こちらは、塩見記念青少年プラザ改築工事に伴う周辺家屋の工損事後調査委託料及び青少年センター陸上競技場改修工事費などにつきまして、4億1,970万8,000円を繰り越すものです。

次の学校・家庭・地域教育支援事業費は、南国市が行います放課後児童クラブの施設整備事業に係る経費につきまして、設計の調整に時間を要したことなどによりまして工事が遅延しましたことから、442万7,000円を繰り越すものでございます。

2月補正につきましては以上です。

最後に、条例議案、高知県立青少年センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例議案につきましては、議案説明資料により説明をさせていただきますので、お手元の生涯学習課とインデックスのある資料の1ページをお願いをします。

最初に青少年センター陸上競技場の改修の概要でございますが、今回の改修では県東部

地域における陸上競技場、サッカー・ラグビー等のスポーツ拠点としまして、陸上競技場の改修と必要な関連施設を整備するもので、昨年6月から着工しておりまして、本年5月22日までが工期となっております。工事は今のところ順調に進んでおります。

整備内容でございますが、資料の中ほど、右の枠囲みにありますとおり、全天候型の8レーントラック及び天然芝のフィールドを整備し、県大会レベルの競技を開催できる第3種公認陸上競技場の認定を目指しております。加えて記録判定や審判控室に使用する競技本部棟と備品を保管する倉庫の新築工事も行っておりまして、倉庫については先月完成をしております。

資料2ページをごらんください。今回の条例改正につきましては、陸上競技場の改修工事に伴いまして、使用料を見直しますとともに、新たに競技本部棟が整備されることによりまして、施設の使用料を定めようとするものでございます。

条例の改正案の内容ですが、一番上の表の左の改正後の表をごらんください。まず本施設はJリーグ等のスポーツキャンプの利用も想定しておりまして、当センターの体育館及び春野運動公園と同様に、アマチュアとそれ以外の区分で使用料を定めることとしております。一方で使用する団体が入場料を徴収するケースが想定されないことから、入場料の徴収の有無による料金区分は設けておりません。使用料の設定に関しましては、同じ第3種の陸上競技場であります春野運動公園補助陸上競技場に準じた設定としております。算定に当たっては、管理運営費及び減価償却額から算定される実勢価格を算出いたしました2万1,650円でございます。この2万1,650円に、春野の補助陸上競技場の実勢価格に相当する料金とそれぞれの区分の料金との料金割合を掛けた金額を使用料として設定をいたしました。例えばセンターの黒枠囲みの時間外830円につきましては、春野の価格3万6,430円に対して、センターと同じ料金区分である黒枠囲みの時間外1,370円の割合は3.8%でございますので、センターの2万1,650円に3.8%を掛けて端数を処理した830円を設定いたしました。また陸上競技場を個人で利用する場合、表の共用の場合の欄となりますが、その使用料も同様の算出方法をとっております。さらに新設します競技本部棟は管理費用と減価償却費が算定される実勢価格を算出し、320円でございますが、午前・午後・全日の区分ごとに春野の時間単価を乗じて使用料を設定しております。なお、改正後も使用料につきましては青少年から徴収しないこととしております。11施設の比較につきましては、春野の補助陸上競技場と比較しましても4割方低い料金設定となっておりますとともに、近隣の施設を比較しても施設内容から判断して妥当な金額であると考えます。

条例の施行期日につきましては、平成31年5月に引き渡しを受けた後、平成31年7月から新設の運用を開始する予定ですが、工事の進捗状況を考慮し、規則によりまして施行日を定めることといたします。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 今回、地域学校協働事業に名前が変わるんですかね。この名前が変わる支援事業ですけれども、これ地元のほうでも物すごい助かってまして、学校のほうもありがたいし、受け合う地元のほうの団体の人らもちょっと生きがいにつながって、すごい生き生きと活動していただいて、すごい助かってます。その中で、この補助率が3分の1と3分の2があるんですけれども、これ県の補助率が2段階あるんですかね。これ2つあるんですか。

◎三鶯生涯学習課長 国費が入っている県の補助率は国費3分の1、県3分の1ということでございます。ですが利用促進とかの国費の対象にならない県単の事業も設けておりますので、そこは2分の1ということでございます。

◎明神委員長 ただいま質問の途中ですけれども、東日本大震災で犠牲となられました方々の御冥福をお祈りするため、1分間の黙祷をささげます。御起立をお願いします。  
黙祷。

(黙祷)

◎明神委員長 黙祷を終わります。御着席ください。

それでは、大野委員の質疑から続行したいと思います。

◎大野委員 市町村の持ち出しってというのは、この事業に関しては今のところ全くないんですよね。

◎三鶯生涯学習課長 市町村の持ち出しにつきましては、一定負担がございます。国3分の1、県3分の1、市町村3分の1ということでございます。

◎大野委員 県の3分の2があるってというのはどういうときなんですかね。ちょっと、わかってなくて。

◎三鶯生涯学習課長 県の3分の2につきましては、県立学校が実施する場合、国3分の1、県3分の2でございます。

◎大野委員 わかりました。それで今、繰越明許のところでも市町村工事の遅延のためにと説明があったんですが、これは、具体的にはどんな事業なんですか。

◎三鶯生涯学習課長 児童クラブの事業でございます。交付決定があつてからということでございますが、設計も一定必要でございますので、それとかのスケジュールがうまく進まなかったということもございまして、繰り越しになっております。

◎大野委員 これはそしたら、市町村の事業ということですよ。

◎三鶯生涯学習課長 はい、南国市の児童クラブでございます。

◎大野委員 わかりました。

◎明神委員長 質疑を終わります。

〈新図書館整備課〉

◎明神委員長 次に、新図書館整備課の説明を求めます。

◎国則新図書館整備課長 新図書館整備課でございます。

まずは、平成31年度当初予算につきまして、御説明をさせていただきます。

当課は業務の終了に伴い、3月末をもって廃止となりますので、平成31年度当初予算につきましては、県立図書館に係る予算のみとなっております。

それでは、お手元資料のナンバー2の議案説明書、当初予算の659ページをお願いいたします。

歳入の主なものにつきまして御説明をさせていただきます。

まず、7分担金及び負担金、9教育費負担金、新図書館整備費負担金でございます。オーテピア高知図書館で行う県市に共通する業務につきましては、地方自治法の連携協約の制度を活用し、県市で役割分担をし、相互に連携しながら実施しております。この負担金は県市の共通業務のうち、県立図書館が主体となって実施する事業企画や広報業務などに係る経費に関し、県市の費用負担割合に応じて高知市から受け入れるものでございます。

次に、12繰入金、2基金繰入金、こうちふるさと寄附金基金繰入でございます。これは県立図書館の図書購入のためにいただいた寄附金を高知県こうちふるさと寄附金基金に積み立てており、図書購入費の一部に充当するため、基金から繰り入れるものでございます。

次の14諸収入、1受託事業収入、新図書館整備受託事業収入ですが、これは県市で整備した新図書館情報システム等の保守業務を行うに当たり、高知市から受託事業収入を受け入れるものでございます。

次の8雑入、新図書館整備課収入ですが、これは県立図書館の出版物の売り上げのほか、非常勤職員・臨時職員の労働保険料などでございます。

次に、661ページをお願いいたします。

歳出につきまして、主な事業の内容を御説明させていただきます。

右側の説明欄をごらんください。1図書館管理運営費でございます。

まず、上から4つ目の管理等委託料でございますが、オーテピア高知図書館に係る施設管理等の業務に関しましては地方自治法に基づく事務の委託により、県立図書館に係る事務の一部を高知市に委託しております。この管理等委託料は施設の維持管理に要する光熱水費や清掃などといった経費のほか、書架整理など専門性を要しない図書館業務に要する経費などについて、高知市に委託を行うものでございます。

次の図書館情報システム等保守管理委託料でございますが、これは図書館情報システムの保守に係る経費のほか、ネットワーク機器やセルフ式貸出機等の保守に要する経費でございます。なお、図書館情報システムに係る各契約につきましては、消費税が10%になることに伴い増額となることから、増額分につきましては、新たに債務負担行為を設定することにしております。

次の移動図書館バス運転業務等委託料は、県内の読書環境の向上を目的として、市町村立図書館や学校公民館などを巡回し、図書の配本等を行う移動図書館バスの運行に要する経費でございます。

次に、図書館資料電子化等委託料でございます。県立図書館が所蔵する貴重な郷土資料につきましては、資料をデジタル化しホームページで公開をしておりますが、この委託料は資料をデジタル撮影し、公開用や保存用の画像データなどを作成するための経費でございます。

662ページをお願いします。

冊子等作成委託料ですが、これは快適で利用しやすい図書館を目指し、サービスや設備などをより詳しくわかりやすく紹介するための図書館ガイドブックや、イベントや取り組みなどを広く紹介するための機関誌の作成を行うための経費でございます。

次に、3つ下の運営費負担金でございます。これは県市の共通する業務のうち、高知市民図書館が主体となって実施する窓口サービスなどの業務に必要な臨時職員の賃金や消耗品費などの経費を、費用負担に関する協定に基づき、高知市に対し2分の1を負担するものでございます。

最後に、運営費でございます。これは県立図書館の図書資料の購入費や市町村立図書館等への支援に係る経費など、県立図書館が単独で実施する経費のほか、事業企画や広報業務などといった県立図書館が主体となって実施する県市共通業務に係る研修会の講師謝金や図書館情報システムの管理に要する経費などでございます。

以上、来年度の県立図書館の予算について御説明をさせていただきましたが、ここで、市の経費も含めた、オーテピア高知図書館全体の年間経費について御説明をさせていただきます。

別とじの総務委員会資料の議案説明資料の新図書館整備課の赤いインデックスがついた、オーテピア高知図書館の年間経費についてをお願いいたします。

この資料は平成31年度及び平成30年度の当初予算ベースの年間経費とその増減について整理をしております。平成31年度の県と市を合わせた年間経費としましては10億7,400万円のうち、県負担分は6億1,100万円を見込んでおります。資料の中の平成30年度分は、開館前の準備段階において、開館後を見込んで経費を算出したものですが、平成31年度はこの平成30年度と比べますと1,000万円の増を見込んでおります。主な内訳としまして、人件費は高知市の職員が増加することなどによりふえるほか、維持管理費につきましては、光熱水費は減ると見込んでおりますが、保守管理費は入札の結果などを受けて当初の見込みよりふえることから、全体としては300万円の増を見込んでおります。また図書館事業費は、開館後の利用状況などを踏まえ、サービスを拡充することなどに伴い、1,300万円の増を見込んでおります。一方、その他の経費のうち、民間駐車場への利用料負担は利用状況

などを踏まえ、3,100万円の減を見込んでおります。

次のページの新図書館等複合施設オーテピアの整備についてをお願いいたします。イニシャルコストに関しましては、昨年4月の業務概要委員会のときに報告をさせていただきましたが、施設の整備が終わり、額が確定しましたので報告をさせていただきます。市の単独部分を除いたトータルのイニシャルコストは2の総事業費等の右端の欄にございますが、145億7,300万円余りとなっております。なお昨年4月の業務概要委員会の報告時と比べますと、②の備品等整備費が入札の結果、当初の見込みを下回ったことなどによりまして2,100万円少なくなっております。

議案説明書の662ページにお戻りください。

以上が新図書館整備課の平成31年度当初予算の概要でございます。予算額は6億3,827万円で、昨年7月24日にオーテピアが開館し、開館に向けた整備事業が終了したことなどから、前年度比で3億2,800万円余りの減となっております。

続きまして、平成30年度補正予算につきまして御説明をさせていただきます。

お手元の資料ナンバー4の議案説明書（補正予算）の333ページをお願いいたします。

1の図書館管理運営費の廃棄物処理等委託料ですが、これは旧の県立図書館の廃棄物の処理に当たり入札等により執行残が生じたことから、減額を行うものでございます。

それから最後に、資料は用意しておりませんが、9月議会の総務委員会で報告をさせていただきました免震装置問題によるオーテピア開館時期遅延に係る費用請求について、その後の状況などについて報告をさせていただきます。東洋ゴム工業株式会社はことし1月に社名を変更しまして、TOYO TIRES株式会社となっておりますが、TOYO TIRESとはその後も協議を重ねてまいりました。協議を行う中で、TOYO TIRESから当課職員の人件費の補償期間について、この問題により、建築工事等が中止となり、業務に支障を来すこととなった期間を補償対象とさせていただくことが合理的でないかとの申し入れがございました。考え方などについて一定整理ができ、妥当性も認められることから申し入れを受け入れ、これに伴い、求償額は前回報告を行ったときの金額よりも100万円余り増額となり、8,264万1,733円となりました。先月の4日に支払いを受けるための覚書を締結し、2月の20日に支払いを受けております。なお、このほかTOYO TIRESからは、県立図書館の蔵書の充実に役立ててほしいとの寄附の申し出があり、3月末までに1,100冊の図書を寄附いただく予定となっております。

私からの説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎大野委員 オーテピアですけれども、半年以上がたって、この図書館自体が縣市合築ということで運営のほうも県と市と一緒にやられるということで、今までやってきた中で、課題とか問題とかは特にはないですかね。

◎国則新図書館整備課長 多くの方に御利用をいただいております。2月末で66万人の方に来ていただいております。旧の図書館と比べますと、やはり施設も大きくなりましたし、利用者の方も非常に多く来ていただいております。それに向けて開館前からサービス計画というものも作成しまして、サービスの拡充をしましてやっております。今のところは、やっていく中でそのサービスの質を高めていながら、その中でPDCAを回し、より質の高いサービスを提供できるようにというところがございます。今のところは県と市で、協力しながらというところでやっております。開館してまだ1年たっておりませんが、今後サービスを続けていく中で、改善をやっていきたいというふうに思っております。

◎大野委員 そしたら、今の段階で働く人の現場のほうから、そうした運営に関しての課題とか問題点は挙がってきてないということによろしいですかね。

◎国則新図書館整備課長 課題もいろいろ現場ではあるんですけども、課題は課題として、その課題を、より質を高める、サービスを高めていくためにはどうしたらいいかということで、専門家の方なんかにも来ていただいて、会議もしながら、いろいろそういう課題を次の改善に生かしていけるようにやっているところがございます。

◎大野委員 その現場からの出た課題を解決していくことがやっぱりサービスの向上とか、運営の向上につながると思います。またぜひよろしくお願いします。

◎明神委員長 それでは質疑を終わります。

ここで休憩にします。再開時刻は、3時25分とします。

(休憩 15時2分～15時24分)

◎明神委員長 休憩前に引き続き、委員会を再開します。

#### 〈文化財課〉

◎明神委員長 次に、文化財課の説明を求めます。

◎中平文化財課長 文化財課でございます。

文化財課の平成31年度当初予算及び平成30年度補正予算並びに高知県文化財保護条例の改正議案について御説明をいたします。

まず初めに、平成31年度当初予算案について御説明をいたします。

お手元の資料ナンバー②高知県議会定例会議案説明書（当初予算）の664ページをごらんください。

平成31年度当初予算の歳入でございます。主なものにつきまして、御説明をいたします。

中ほどの節（12）文化財費補助金でございます。これは文化財の保存や調査等の事業に対します文化庁からの補助金でございます。約4,125万円の増額となっておりますが、これは高知城天守高欄塗装改修工事などの高知城にかかる費用が主な要因でございます。

次に、下から4番目(19)埋蔵文化財調査受託事業収入でございます。これは、国直轄事業であります南国安芸道路におきまして、埋蔵文化財の発掘調査を国土交通省から受託することに伴うものとなっております。平成31年度は発掘調査を行わず、これまでに出土した遺物などの整理作業や報告書の刊行作業を行いますことから、約5,700万円程度の減となっております。

次に、歳出について御説明します。

666ページをごらんください。

5文化財費でございます。平成31年度当初予算額は3億2,760万7,000円で、前年度と比較しますとプラス18%、4,899万7,000円の増額となっております。主なものは歳入でも説明しましたとおり、高知城天守高欄塗装改修工事などの高知城の整備を実施することによるものなどです。

それでは、主なものについて右の説明欄に沿って御説明をいたします。

1の高知城保存管理費でございます。高知公園の管理運営や高知城重要文化財並びに国指定の史跡として、適切に保存整備を行っていくための経費でございます。

上から2つ目の高知公園管理運営委託料は、高知公園全体の管理運営業務を行う指定管理者に対する委託料です。指定管理者は平成30年度から平成34年までの5年間、入交グループ高知公園管理組合を指定しております。

次の高知城保存整備等事業委託料につきましては、平成30年度から実施しております高知城石垣カルテの作成のほか、高知公園の支障木の伐採などを行い、文化財としての遺構保存と公園利用者の安全確保を図ってまいります。

次の高知城保存整備工事請負費でございますが、高知城天守高欄について、前回の塗装改修工事から10年が経過をし塗装の乖離のみならず、基部の腐食や劣化が進行していますことから改修工事を行うものです。また、高知城追手門トイレの改修工事を行いまして、便器の洋式化や多目的トイレにオストメイト設備を設けるなどの整備を進めます。そして高知公園北口斜面につきまして保全工事を行い、安全性の確保に努めてまいります。

667ページをごらんください。

2の文化財管理調査事業費は、文化財の新たな指定、これまでに指定されております文化財を保護活用するための調査や44連隊跡地の保存活用についての検討、市町村や保存団体等に対する助成等に要する経費でございます。

3つ目の調査委託料は、本年度から実施しております特別天然記念物のニホンカモシカについて引き続き、徳島県と合同で生息状況等についての特別調査を専門機関に委託して行うものです。

それから3つ下の文化財保存事業費補助金は、国県指定の文化財であります建造物や仏像などの修理、民俗芸能の伝承などの活動を支援するために補助を行うものです。

次に、44連隊跡地の保存と活用につきまして、本年度の検討経過と今後の取り組み方針について御説明をいたします。お手数ですが、別冊の議案説明資料、教育委員会の赤のインデックス、文化財課のページをごらんください。44連隊跡地の保存と活用についてでございます。1番、44連隊跡地の概要でございます。下に写真を載せてますとおり、上の写真が平成22年の航空写真で、朝倉駅の南に高知大学が広くございますが、その北西一部の土地、赤囲みのところが対象の土地になります。この土地は国立印刷局高知出張所跡地で、面積は5,516.94平方メートルです。また、旧陸軍歩兵第44連隊の兵営だった敷地の一部で、敷地内に弾薬庫154.3平方メートルと講堂251.7平方メートルの明治30年代前半の建造物が残っております。そこで、高知県文化財保護審議会にこの建物と土地につきまして文化的価値について検討をいただいた結果、平成30年1月25日に答申をいただき、その概要といたしまして建築物は登録有形文化財に相当、もしくは県指定文化財に相当の2つの見解をいただきました。またこの跡地につきましては、史跡としては少し面積が狭いということと該当しないという答申とともに、この敷地が「多くの方々が出征していった歴史的にいわれのある場所であり、残すべき価値がある」、「隣接する高知大学はまさに連隊の跡地の歴史であり、平和学等の教材として、あるいは学びの場としての意義は十分にある」といった意見が多く出されました。このように、当該跡地は明治30年から郷土部隊であります旧陸軍歩兵第44連隊が兵営として利用した場所の一部で、その後昭和20年までの間に県内の多くの若者がこの地から出征していった高知県にとって歴史的に大変重要な場所であり、当該跡地を県が保存し後代に継承することは重要な意味があるとの考えのもと、単に遺存する建築物を適切に保存していくのではなく、本県の歴史を次世代に正しく伝えていく場所として整備することを念頭に、周辺に関連施設も含めさまざまな視点から検討を進めてまいりました。

2ページをお願いいたします。これまでの検討経過について御説明をいたします。2土地を購入しない方法での44連隊跡地活用方法の検討経緯でございます。具体的にはまず平成30年度、県が当該土地を購入することなく保存活用する方法について、高知財務事務所及び文化庁と協議を行ってまいりました。1)にございますように、まず国有財産の所管換えによる保存活用の可能性について協議をしてまいりました。ポツ3つ目でございますが、具体的な所管換えの方法としまして、まず既存の建造物を国登録有形文化財に登録すると。その上で、財務事務所から文化庁に土地建物を普通財産から行政財産に用途変更の上所管換えをしていただき、文化庁の指定を受けた県が管理団体となり、弾薬庫・講堂の修理・耐震化を行い、保存活用するというフレームで提案をしました。これにつきまして一番上のポツ1ですが、平成30年の2月6日に文化庁はこの方法につきまして、「整理は必要であるが、所管換えは可能ではないか」、「高知県がしっかり保存に取り組むことができるように保存活用計画が策定なされ、その内容が重要である」との示唆をいただきました。

また、ポツ4つ目にございますように、財務省からは、文化庁の了解が得られるならば、所管換えについては可能との回答があり、これを受けまして平成31年2月末までの土地処分の留保期限の延長をいただきました。その後、文化庁の示唆にもありました保存活用計画、これの策定を事務的に進めてまいりました。

それで、2) ですが、文化庁の最終判断と書いてございますが、検討計画を進める中で平成30年6月1日には平成31年度の国の予算への要望などもあわせまして、文化庁を訪問したときに保存活用計画の作業を今進めておるといふ旨の報告をしております。その後11月22日に保存活用計画の概要案が取りまとめができましたので、文化庁を訪問して説明をいたしました。保存活用計画の中身そのものについては、おおむね理解を得られましたが、その際、前提となりますその所管換え、これができるかどうか分からないというような御意見がこのとき初めて出されました。これを受けまして、当方としては本元のフレームが狂いますので、平成30年12月18日、12月議会の委員会終了後に文化庁を訪問し、所管換えについての再度強く要請をしましたが、文化庁からは、文化財保護法により所管換えができる行政財産は国が行政目的遂行のために必要な物的資産と定義され、登録有形文化財は行政財産に当たらず、文化庁に所管換えできないという旨の最終回答が出たところでございます。

これを受けまして3)にございますように、財務事務所に対しまして、再度この土地について貸し付けができないか検討を依頼をいたしました。財務事務所からは平成31年の1月15日に、この土地が国立印刷局から引き継いだ財産であることから、有償無償問わず土地の貸し付けはできないということを改めて正式に回答をいただきました。

4) でございますが、これを受けまして、当方としまして財務事務所に県有地との土地の交換について検討を要請いたしました。現在、日赤が建設を進めておる西の道路の建設が進んでおりますが、その敷地と国の宿舎がある土地がございまして、そこに帯状に県の所有する秦南団地というものがあるものが656平方メートルぐらいございまして、これと44連隊跡地の一部の等価交換について、財務事務所に検討を要請いたしました。財務事務所からは、1月29日に進入路に当たる部分については土地の交換が可能かもしれないが、それ以外は対応できないという最終の回答があったところでございます。このように協議を行ってまいりましたが、いずれの方法も国の同意を得ることができませぬ、このことから土地を購入しない方法で活用することは困難であるという結論に至ったところでございます。

これまでのこのような検討を踏まえまして、今後次のように取り組みを進めていきたいと考えております。3 今後の取り組み方針でございます。仮に県が取得を見送った場合には、当該土地は一般競争入札に付されますが、建築物の保存活用にとどまらず、第44連隊跡地は歴史的に大変重要な場所であり、当該跡地を後代に継承するということが重要な意味がありますことから、今後は当該跡地を購入することを前提に検討を進めたいと考えて

おります。そこで平成31年度は専門家による検討会を立ち上げまして、土地等の利活用の方向性を取りまとめたいと考えております。具体的には弾薬庫・講堂の修理・耐震化の方法、保存活用の方法、また全体の土地利用計画及び必要な経費などについて検討していきたいと考えております。その上で、施設は県の施設と整備することを前提に土地の利活用等について広く合意が得られれば、土地の取得に必要となります土地の鑑定評価等の予算につきまして、議会にお諮りさせていただきたいと考えております。

それでは、議案資料に戻っていただきまして、資料②当初予算議案説明書の667ページをごらんください。

今御説明しました44連隊跡地の検討会などの事務費が、そちらの2のところの事務費1,733万2,000円の中に含まれてございます。

次に、3でございますが、埋蔵文化財発掘調査事業費でございます。国直轄の公共事業等に伴って必要となります埋蔵文化財の発掘調査につきまして、国土交通省から委託を受けて行うものや、今後発掘調査が見込まれる箇所の試掘調査、また埋蔵文化財包蔵地の管理等に要する経費でございます。

2つ目の調査委託料につきましては、国から委託を受けた発掘調査業務を公益財団法人高知県文化財団に委託をして行うものでございます。平成31年度は南国安芸道路の調査結果の整理・取りまとめ作業を行う予定としております。

次の遺跡情報公開システム運用保守委託料でございますが、平成26年度から埋蔵文化財包蔵地などの埋蔵文化財関連情報を当課のホームページで公開しておりますが、このシステムの運用保守に係る委託料でございます。

668ページをごらんください。

4の埋蔵文化財センター管理運営費は、南国市にございます県立埋蔵文化財センターの管理運営に要する経費でございます。

管理運営委託料は、埋蔵文化財センターの管理運営を行う指定管理者に対する委託料です。指定管理者は公益財団法人高知県文化財団を指定しており、これまでに発掘した埋蔵文化財の保存や展示、また児童生徒を対象としました考古学教室の開催など、埋蔵文化財に関する広報普及活動を行っていただいております。

改修工事請負費は、埋蔵文化財センター南館に設置されてます運搬用リフトの改修を行うものでございます。

次に、債務負担行為について御説明します。

お手元の資料ナンバー①の高知県定例会議案（当初予算）の19ページをごらんください。

高知公園管理運営委託料は、高知城を含む高知公園全体の管理運営業務を入交グループ高知公園管理組合を指定管理者として委託しておりますが、この経費のうちボランティアガイドの単価につきまして、1日当たりの現行の単価2,000円を2,500円に改定することと

いたしまして、債務負担行為の支出額について、270万円の増額をお願いするものでございます。

以上が平成31年度当初予算でございます。

次に、平成30年度補正予算について御説明いたします。

お手元の資料ナンバー④議案説明書（補正予算）の335ページをごらんください。

1の高知城保存管理費ですが、高知城保存整備工事費請負費は、平成29年10月の台風21号により被災しました梅ノ段の北側石垣工事につきまして本年度工事を実施しておりますが、当初の予定より石垣の緩みが少ない部分があり、修理範囲が計画よりも縮小することとなりましたため、工事費が減額したことによるものでございます。

2の埋蔵文化財発掘調査事業費ですが、調査委託料は国土交通省から受託した国直轄事業に伴います埋蔵文化財の発掘調査を公益財団法人高知県文化財団に委託をして実施しておりますが、当初予定した事業量の減少と発掘現場が想定より遺構密度が少なく、調査日数が減ったことにより減額をするものでございます。

3の埋蔵文化財センター管理運営費ですが、管理運営委託料は県立埋蔵文化財センターの管理運営について高知県文化財団を指定管理者として行っておりますが、再雇用の職員の雇用によりまして指定管理者内の職員の構成が変わったことに伴い、人件費が少なく済んだことから減額するものでございます。

336ページをおあけください。

次に、繰越明許費について御説明をいたします。

文化財管理調査事業費につきましては、安芸市の伝統的建造物群保存地区保存修理と田野町の旧岡家住宅の修復工事につきまして、入札不調と見積もり合わせが不調になりましたことから、いずれも設計内容の見直しが必要となり、市町村工事が遅延したことによりまして、年度内の完了が難しくなりましたことから繰り越しをお願いするものでございます。

最後に、文化財保護条例の一部を改正する条例について御説明をいたします。

資料ナンバー⑥高知県議会定例会議案説明書（条例その他）の53ページ、新旧対照表をごらんください。

昨年6月文化財保護法の一部が改正をされまして、本年6月から施行されることとなっており、これに伴います必要な改正を行うものでございます。1ページめくっていただきまして、54ページでございます。中段の第45条第3項でございます。この条項は高知県文化財保護審議会の構成について定める規定でございますが、今回の法改正によりまして、地方文化財保護審議会の構成要件が文化財保護法そのものの第190条におきまして、文化財に関してすぐれた見識を有する者により構成されると直接定められましたことから、これまで規定してございました学識経験を有する者のうちからという文言を削除するものでご

ございます。その他につきましては、同法の改正に合わせまして、文言の整理を行うものでございます。

以上で文化財課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 1つはこちらと直接関係してないと思うんですけど、高知城歴史博物館の資料館のほうで、新しく地域の文化財を発掘していただくという体制の整備をしていただいて、それにかかわってこないだの決算特別委員会で大野委員から、それに伴って発掘されたものをどう保存していくかということについての予算措置みたいなものできませんかというようなお話があって、それは何か連動して、こちらで予算化されているというようなものはない。

◎中平文化財課長 それは市町村の事業でございましょう。市町村の文化財を当方が預かるというようなものは、今のところございません。

◎塚地委員 わかりました。

それともう1点、先ほどいろいろ御説明していただいた44連隊の跡地の保存と活用について、本当に御苦労していただいた経過を説明していただいて、ありがとうございました。今後、検討委員会が具体的に開かれていくことになるんだと思うんですけども、大体何名で何回で、来年度予算1,700万円のうち幾らになるかっていうところを教えてください。

◎中平文化財課長 現在のところ、委員の方を5名ぐらい委嘱をしまして、4回程度開催するというところで、報償費を18万円、それに伴います会場使用料を11万5,000円と、委員によりましては旅費が伴いますので、その必要な旅費というようなことと、あわせて先進地というか他県の取り組み事例なんかも少し勉強してみたいと思いますので、その関連の旅費の予算とかもろもろで事務経費224万5,000円をその中へ含めてございます。

◎塚地委員 文化財保護審議会の中での議論にも載ってなかったんですけども、今建物の文化的価値というのは言われてるんですけど、あの中に土塁も残っていて、その旧土塁に上る階段も残っていて、それをどういうふうに戦争遺跡として位置づけるかというようなことを。ここで御答弁は要らないんですけど、大事な一つの遺跡なんでそういうものもきちんと検討の中に加えていただけたらなというふうに思いますので、ぜひよろしく願いをいたします。

◎浜田（英）委員 これは整備する施設は県の施設をするという方針、あくまでも方針なんです。今度の審議会みたいなものを開いてその中で、県の施設とするかどうか初めて決まるわけですか。あと管理の方法とかというのを。

◎中平文化財課長 基本的に県の施設にしたいと考えております。管理の方法は浜田委員の御指摘のとおり、今後どのような方法があるか検討していきたいと考えております。

それと別事で、済みません。先ほど私の説明で文化財保護法の施行が今年の6月からと言いましたが、正しくは今年4月からでございます。申しわけございませんでした。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈保健体育課〉

◎明神委員長 次に、保健体育課の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 保健体育課でございます。

初めに、平成31年度当初予算につきまして、主要なものを中心に御説明をさせていただきます。

資料番号②当初予算説明書の670ページをお願いいたします。

歳入予算の特定財源について御説明をいたします。

9の国庫支出金、2国庫補助金です。右側の説明欄をごらんください。まず、要保護児童生徒援助費補助金については、県立中学校及び特別支援学校の要保護児童生徒の医療扶助及び県立中学校の給食扶助にかかる補助金でございます。

次の学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金は、経験豊かな退職した養護教諭を学校に派遣しますスクールヘルスリーダー派遣事業にかかる補助金でございます。

教育支援体制整備事業費補助金は、顧問にかわって単独での指導や引率ができる運動部活動指導員派遣事業にかかる補助金でございます。

次の3委託金についてです。まず、スポーツ振興事業委託金につきましては、専門性の高い武道等の外部人材を派遣したり、教員の指導力を高めるための武道等指導充実資質向上支援事業及び来年に迫りました2020オリンピック・パラリンピック東京大会に合わせまして、その機運を高めるためのオリンピック・パラリンピック・ムーブメント全国展開事業の委託金でございます。

次に、初等中等教育等振興事業委託金につきましては、がん教育総合支援事業及び薬物乱用防止教育等推進事業の委託金でございます。

14の諸収入です。これは県立学校体育施設開放事業に伴い、利用者から徴収します光熱費などの収入でございます。

次に、歳出予算について御説明をいたします。

671ページをお願いいたします。

2の児童費、3保健体育費です。右の説明欄をごらんください。

1の学校給食推進費は、学校給食の運営、普及充実と食育に関するものです。

1つ目の健康診断委託料は、県立学校の給食従事者に対する健康診断委託料です。

2つ目の衛生管理研修会実施委託料は、学校給食における衛生管理の徹底と職員の資質向上を図るため、公益財団法人高知県学校給食会に委託し、衛生管理食育研修会を開催するものでございます。

3つ目の食育推進事業委託料は、望ましい生活習慣の基礎となる朝食摂取を推進するために公益財団法人高知県学校給食会に委託し、ボランティアによる食事提供活動の充実を図るものでございます。

1つ飛ばしまして、5つ目の定時制高等学校夜食費補助金は、高知商業高等学校定時制の勤労学生の学校給食に要する経費の一部を補助するものでございます。

6つ目の給食扶助費は、県立中学校の要保護及び準要保護児童生徒の給食費を補助するものでございます。

事務費の主なものは、県立夜間定時制高等学校の勤労学生の学校給食に要する経費や学校給食衛生管理指導に要する経費などでございます。

2の学校保健推進費は、学校保健の充実と児童生徒の健康管理に関するものでございます。

1つ目の健康診断委託料は、県立学校の児童生徒の健康診断委託料でございます。

2つ目のがん教育推進事業委託料は、新学習指導要領に対応した学校におけるがん教育の普及啓発及び地域の実情に応じたがん教育の取り組みを推進するため、市町村教育委員会に委託するものでございます。

672ページをお願いいたします。

1つ目の保健教育推進事業委託料は、学校と地域の関係機関が連携し、地域の課題に応じた性に関する指導の取り組みを推進するため、その取り組みを中芸広域連合に委託し、性に関する指導内容の充実を図るものでございます。

4つ目の四国学校保健研究大会補助金は、平成31年度に本県で開催されます第21回四国学校保健研究大会、第43回四国養護教諭研究大会、第17回四国保健主事研究大会の開催に要する経費に対して、第21回四国学校保健研究大会等実行委員会に補助するものでございます。

5つ目の医療扶助費は、県立中学校及び特別支援学校の要保護等の児童生徒が虫歯等の学校病にかかった場合の医療費を扶助するものでございます。

事務費の主なものとしましては、学校三師の報償費及び養護教諭等の研修経費でございます。

3の学校体育推進費は、子供の体格、体力、運動能力の実態調査を実施し、その結果を学校体育活動に活用したり、遊びや運動の機会をふやしたりすることにより、体力、運動能力の向上を図るものでございます。また、教員の指導力向上を図るための研修会などへの派遣や、運動部活動指導に地域の指導者を活用いたしまして、運動部活動の活性化を図るものでございます。

2つ目の大会運営委託料は、中学校、高等学校、定時制、通信制の県大会における運営を競技団体に委託するものでございます。

3つ目のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託料は、東京2020オリンピック・パラリンピックを契機に、オリンピック・パラリンピック教育を推進するため、推進モデル地域における学校での取り組みを市町村教育委員会に、また児童生徒の多様性への理解を促し共生社会の実現を目指す子供たちを育成するため、パラリンピアンやパラスポーツ選手等を学校へ派遣することを総合型地域スポーツクラブにそれぞれ委託するものでございます。

2つ飛ばしまして、部活動指導員配置促進事業費補助金でございます。これは県内の市町村立中学校の運動部活動において、単独で指導や引率ができる運動部活動指導員の配置に要する経費の一部を補助し、指導体制の充実や担当教員の負担軽減を図るものでございます。

事務費の主なものは、各種体育大会に生徒を引率するための旅費及び地域におけるスポーツ指導者を各学校に派遣する経費などでございます。

以上、保健体育課の平成31年度当初予算は2億3,171万9,000円で、対前年度比は113.4%となっております。

続きまして、平成30年度補正予算について御説明いたします。

資料番号④補正予算説明の337ページをごらんください。

初めに、歳入予算のうち、特定財源の補正について御説明をさせていただきます。

最初に、9の国庫支出金、2国庫補助金のうち、1つ目の学校・家庭・地域の連携協力推進事業費補助金は、スクールヘルスリーダー派遣事業の内示額が予算を下回ったことによるものでございます。

2つ目の教育支援体制整備事業費補助金は、運動部活動指導員派遣事業における部活動指導員の配置人数等が当初の見込みを下回ったことによるものでございます。

また、3委託金のスポーツ振興事業委託金は、武道等指導充実資質向上支援事業及びオリンピック・パラリンピック教育推進事業の委託金が見込みを下回ったものによるものでございます。

338ページをお願いいたします。

歳出は総額で1,531万2,000円の減額補正となっております。

2の児童費、3保健体育費で、右側説明欄の1学校保健推進費の減額は、児童生徒の受診人数が見込みを下回ったことによる健康診断委託料の減額及び先ほど説明いたしましたスクールヘルスリーダー派遣事業の内示額が予算を下回ったことなどによるものでございます。

次に、2学校体育推進費でございます。1つ目のオリンピック・パラリンピック教育推進事業委託料及び2つ目の部活動指導員配置促進事業費補助金については、先ほど説明いたしましたオリンピック・パラリンピック教育推進事業の委託料及び部活動指導員の派遣

人数等の見込みを下回ったためでございます。

事務費の主なものとしましては、学校体育大会のブロック大会への出場校が見込みを下回ったために、伴った旅費が減となったものや先ほど説明いたしました武道等指導充実資質向上支援事業委託料が見込みを下回ったものでございます。

保健体育課の説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎浜田（豪）委員 2点ありまして、1点ががん教育なんですけれども、がん教育っていうものなのかなと、具体的にもう少し知りたいんですが。

◎山本保健体育課長 がんにつきましては御承知のとおり、2人に1人ががんにかかります。そのうちの3人に1人ががんで死亡するという病気でございますが、早期発見早期治療によりまして、がんで死ぬということは非常に少なくなってきたと。そういうことで言いますと、これはいわゆる国民病として児童生徒にもしっかりとこのがんについては学ぶということが一つ考えられます。ということでがん教育としましてはまず、がんについて学ぶということ。さらにがんを通して、例えばがん患者さんの気持ちでありますとか命に対する教育、こういったものを学んでいく機会というふうにとらえております。

◎浜田（豪）委員 これ、児童生徒ということは小・中・高等学校ですか。

◎山本保健体育課長 対象としましては、小・中・高等学校の児童生徒という形になります。

◎浜田（豪）委員 それと保健教育推進事業委託で、性に関する指導の取り組みを中芸広域連合に委託というのは、これどういう理由で。

◎山本保健体育課長 健康教育に関しましてはさまざまな課題が今子供たちに取り巻いてございまして、この健康教育の課題を解決していくためには、学校だけではなく、いわゆる保健部局でありますとか関係団体が一緒になって取り組んでいかなければならないと考えております。さらに国におきましても、外部の専門的な方々も一緒に巻き込みながら健康教育を進めると。そういった意味で中芸広域連合は、以前から保健部局と学校の養護教諭、ここがしっかりと連携を図りながら研修会等も実施してきたというような実績がございますので、県のモデルとしては一番最適な地域ということで考えたことでございます。

◎浜田（豪）委員 本当におっしゃるとおり、いろんな意味で情報から何から多様性というか、さまざまな問題が今あると思いますので、ぜひやっていただきたいと思います。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈人権教育課〉

◎明神委員長 次に、人権教育課の説明を求めます。

◎西内人権教育課長 人権教育課でございます。

まず、平成31年度当初予算議案について御説明いたします。

資料ナンバー②当初予算議案説明書の674ページをお願いいたします。

まず、歳入について御説明いたします。主なものについて御説明をさせていただきます。

9 国庫支出金のうち、説明欄をごらんください。教育支援体制整備事業費補助金は、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの配置を初めとする教育相談や、SNSを活用した相談支援体制の充実を図るため、国庫補助金を受け入れるためのものがございます。

2つ目の生徒指導総合推進事業委託金は、県教育委員会と市教育委員会が連携し、不登校の未然防止につながる取り組みの検証や改善を適切に行うことによりまして、地域全体の不登校対策を推進するため国からの委託金を受け入れるものがございます。

15県債につきましても、ページをめくっていただきまして、(9)心の教育センター整備事業債は、心の教育センターの施設建てかえにかかわる既存施設の解体及び新築工事を実施するため、起債を行うものがございます。

676ページをお開きください。

続きまして、歳出予算について御説明いたします。

まず、1教育総務費、6人権教育費の説明欄をごらんください。

1人権教育推進費の人権教育研究推進事業委託料は、国からの委託を受けまして学校における人権教育の推進を目的とした実践的な研究を学校指定して実施をするものがございます。

1つ飛びまして、高知県人権教育研究協議会補助金は、一般社団法人高知県人権教育研究協議会が実施をいたします人権教育に関する各種研修会開催の経費等に対して補助するものがございます。

続きまして、2地域改善対策進学奨励事業費でございます。3つ目にあります奨学資金返還相談員設置委託料は、返還金未納者に対する納付指導や返還免除手続等の相談活動を行う返還相談員の委託配置に要する経費でございます。

その下の地域改善対策進学奨励貸付金等事務費交付金は、債務者への返還通知や免除申請などの手続は市町村を通じて行うこととしておりまして、この事務に要する経費として、25の市町村に交付をするものがございます。

次のページをごらんください。

2児童費、1児童生徒支援費の1豊かな心を育む教育推進費。その2つ目の相談事業委託料は、24時間の電話相談を実施するための平日夜間及び休日における電話相談業務や、SNSを活用した相談業務をそれぞれ民間業者に委託をするものとするものがございます。

次の学校ネットパトロール委託料は、児童生徒がネット上のいじめ等のトラブルに巻き込まれていないか、学校非公式サイトやツイッターなどの監視を民間業者に委託をし、早期発見・早期対応を図るものがございます。

次のスクールソーシャルワーカー活用事業委託料は、スクールソーシャルワーカーを市町村等に配置をするための経費でございます。

1つ飛びまして、不登校対策推進事業費補助金は、平成31年度からの新たな取り組みとしまして、高知市が配置をいたします不登校対策アドバイザーを活用した新規不登校児童生徒の抑制を図る取り組みに対して補助するものでございます。

事務費につきましては、主に各学校に配置をしておりますスクールカウンセラー等の報酬や、開発的な生徒指導の充実を目指します高知夢いっぱいプロジェクトにおけるアドバイザー等の活動に要する経費などを計上しております。

次の2心の教育センター費につきまして、一番下の建築工事監理等委託料はこの後御説明します心の教育センターの施設建てかえに係る工事の管理に要する経費でございます。

678ページをごらんください。

一番上の施設整備工事請負費は、昨年2月議会で債務負担行為の承認をいただいております既存施設の解体工事請負費を平成31年度予算として計上するものと、新たに新築工事請負費を計上するものでございます。

事務費につきましては、心の教育センターの管理運営に要する経費のほか、面接、電話、メールによる相談事業を行うカウンセラーなどに要する経費でございます。

以上、人権教育課の平成31年度の歳出予算案は9億5,328万7,000円で、前年度に比べまして3億8,341万7,000円の増となっております。

次のページをごらんください。

債務負担行為としまして、心の教育センター整備事業費1億3,796万5,000円を計上しております。先ほど説明しました施設建てかえに伴う新築工事を平成32年度にかけまして行うものでございます。

平成31年度当初予算議案の説明につきましては以上でございます。

続きまして、2月補正予算議案について御説明いたします。

資料ナンバー④、補正予算議案説明書の339ページをお開きください。

歳入予算につきまして、9国庫支出金の226万9,000円の減額は、国費の補助事業の内示等委託料の減によるものでございます。

次に、15県債の300万円の減額につきましては、心の教育センターの施設建てかえにかかる設計調査等委託料の実績が見込みを下回ったことによるものでございます。

以上、歳入予算の補正は526万9,000円の減額となっております。

次の340ページをお願いいたします。

6人権教育費の右の説明欄をごらんください。まず増額するものとして、2地域改善対策進学奨励事業費の国庫支出金精算返納金で7,089万6,000円の増額をお願いしております。地域改善対策奨学資金は、国の補助を受けて貸与を行っているため、貸与を

受けた者から返還された額等の国庫補助該当分につきまして、国への返還額として計上したものでございます。

次に、減額につきましては、同じ6人権教育費の1人権教育推進費と2児童費の1児童生徒支援費のうち、1豊かな心を育む教育推進費は先ほど歳入予算の減額で御説明しましたように、国の内示額が当初計画を下回ったことに伴うものでございます。

また、2心の教育センター費の設計調査等委託料につきましては、建てかえ整備にかかる実施設計調査等委託料の実績が見込みを下回ったことによるものでございます

次のページをお開きください。

以上、人権教育課の平成30年度の2月補正歳出予算案は6,155万円の増額となっております。

以上で、人権教育課の説明を終わります。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎塚地委員 1つ教えていただきたいのですが、学校現場で困難な問題を解決するときスクールソーシャルワーカーとかスクールカウンセラーが大変大きな役割を担ってくださっていて、それで、その方々の処遇の問題はこれまでもちょっといろいろ議論もしてきたんですけれども、常勤と非常勤という雇い方でそれぞれ何人ずつみたいなの、そんなのはわかりますか。

◎西内人権教育課長 常勤はおりません。実際に非常勤でございます。

◎塚地委員 みんな非常勤なんですか。両方とも。

◎西内人権教育課長 はい。

◎塚地委員 スーパーバイザーも非常勤。そういう方々の雇用の形態が、今度その会計年度任用職員制度が入ったときには、どういう勤務形態とか労働条件とかになっていくという検討は、どんな感じなんですか。

◎西内人権教育課長 それにつきましては、今後また検討していくことになるかと思えます。具体的なことについては、まだこの場では申し上げることはできないという状況でございます。

◎塚地委員 わかりました。大変困難な中で本当に何校かかけ持って頑張ってくださいっていて、スクールソーシャルワーカーの非常勤問題というのはすごく現場の負担としては大きいんで、国として、本来は学校の中に定数として配置してもらって、常勤化するという方向をやっぱりきちんと求めていかないと、担っている役割からすると相当厳しい勤務形態だと思いますんで、いわゆる非常勤の人を常勤化する方向も会計年度任用職員制度の考え方の中にはあるんで、ぜひそこは本当に、現場の困難を担っている人たちの勤務状態というのを改善の方向で頑張って検討していただきたいということで、お願いしておきたいと思えます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会の議案を終わります。

#### 《報告事項》

◎明神委員長 続いて教育委員会から4件の報告を行いたい旨の申し出があつておりますので、これを受けることにします。

#### 〈教育政策課〉

◎明神委員長 まず、「教育等の振興に関する施策の大綱及び第2期高知県教育振興基本計画の改訂案について」教育政策課の説明を求めます。

◎酒井教育政策課長 教育政策課でございます。私からは今年度末に予定をしております教育大綱の第3次改訂の方向性、第2期教育振興基本計画の第3次改訂の方向性について御報告を申し上げさせていただきます。

総務委員会資料、報告事項の資料、教育政策課の資料1ページをごらんください。

平成28年度に策定をいたしました教育大綱第2期教育振興基本計画は、今年度4年計画の3年目に当たっております。今回、教育大綱等の3年間の取り組みの成果と課題を踏まえまして、各施策の一層の推進強化を図るために、教育大綱第2期教育振興基本計画のバージョンアップ改訂を行うこととしております。今回の改訂案では、チーム学校の取り組みの徹底、厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の強化、県立高等学校再編振興計画の推進の3点を柱に掲げまして、各政策を講じることとしております。そして本改訂案に基づきまして、来年度当初予算編成に反映をさせていただいたというところでございます。したがって、この改訂の具体的な内容につきましては、各課からの議案説明で御説明・御審議いただいた内容と重複をしておりますけれども、繰り返しになりますが大変恐縮でございますが、主要な点を絞って御説明をさせていただきたいと考えております。

まず、チーム学校の取り組みについて御説明をさせていただきます。取り組みの第1は小・中学校の授業改善の取り組みの徹底です。資料をおめくりいただきまして、2ページをお願いいたします。来年度の取り組みといたしましては、小学校において「メンター制」を導入すること、中学校におきましては学校規模にかかわらず、全ての市町村立中学校において組織的な授業改善の取り組みを徹底すること、さらには高知県教育委員会が設置しております学力向上推進室への指導主事派遣の強化を行うという3点を大きな柱というふうに掲げておるところでございます。

4ページをお願いいたします。高等学校におけます基礎学力定着に向けた取り組みの徹底（学校支援チームによる学力向上の推進）であります。来年度の取り組みといたしましては、学校支援チームによります学校訪問のさらなる強化を図りまして、授業改善の取り組みがさらに広がるような教員の意識改革などを促していきたいと考えているところでございます。

8 ページをお開きください。教員の働き方改革に向けた取り組みの推進でございます。来年度の取り組みといたしましては、まず学校組織マネジメント力の向上といたしまして、先進的に業務改善に取り組む実践研究校の拡大などを図っていきたいと考えております。また専門スタッフ・外部人材の活用といたしまして、校務支援員でありますとか運動部活動指導員の配置拡充を進めるとしてしております。さらには業務の効率化削減を進めるために、校務支援システムを今後2カ年で全市町村に導入してまいりたいとしておるところでございます。

次に、9 ページでございます。教職員の不祥事防止対策であります。来年度につきましては、服務に関する研修の充実を図ることはもとより、学校が組織的に人材を育成するためのOJTの取り組みを進めることにしております。そのために学校での組織的な人材育成の方法を具体的に検討するため、今年度中に学校組織のあり方検討委員会を設置をいたしまして、協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

次に、11ページをお願いいたします。厳しい環境にある子供たちへの支援の一層の強化を図るための不登校の予防と支援に向けた体制の強化でございます。スクールカウンセラーのスーパーバイザーや指導主事で構成いたします不登校対策チームが不登校出現率の高い各学校などを訪問いたしまして、学校における組織的多様な把握や児童生徒の状況に応じた支援に関する助言を行うとともに、不登校児童生徒数の約半数を抱える高知市における対策の強化を図るために、高知市が新たに配置をします不登校対策アドバイザーと県の不登校対策チームが連携して各学校を訪問して指導を充実すること、さらには市町村教育委員会との連携を強化して、地域における不登校児童生徒の学習支援などの充実に努めてまいりたいというふうに考えております。

次に、13ページをお願いいたします。中学校夜間学級、いわゆる夜間中学の検討であります。夜間中学につきましては、現在、県内各地で夜間中学体験学校を開催をしております。今年度5地域で実施をしているところでございまして、今年度も体験学校ではオリエンテーションで夜間中学の御説明をさせていただいた後、国語や数学などの授業を御体験いただいているところでございます。来年度13地域で開催を予定しております。その後検討委員会による協議を進めてまいりたいと考えているところでございます。

最後に、県立高等学校再編振興計画の推進でございます。14ページをお願いいたします。まず、県立高等学校再編振興計画を推進するために、中山間地域の小規模な高等学校全てに遠隔教育を整備し、教育センターを配信拠点とした講座の開催をスタートすること。また地元はもとより県内外からの生徒の確保につなげるための魅力と特色ある学校づくりを進めるということによりまして、部活動において全国上位を目指すための優秀な指導者を招聘、練習環境の整備などを進めていくことを新たに進めていくことによりまして、

なおこれらにつきましては、今月22日に今年度第4回の総合教育会議を行いまして、教育大綱についての御議論をいただく予定でございます。昨年12月に開催をいただきました会議の際には、以上の内容に加えまして、就学前教育の充実についてももう少し言及をするべきではないかという御意見も出されておりました、その点を中心にまた新たに第4回の会議で協議をいただく予定となっているところでございます。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

◎上田（周）委員 教職員の不祥事防止対策で、現状、平成30年も10人ということで、なかなか重たい問題やと思います。今の説明聞くと、いろんな取り組みをしていきますよという話ですが。1点、以前も言ったことはあると思いますが、この課題・原因で教育活動以外のことについて関心が薄く云々とありますが、ちょっと発想を変えて、例えば民間企業でそういった社員研修を初めいろんなさまざまな取り組みをしている研修事業をやっているそういった機関に、違う観点でぜひ研修の取り組みの中へ入れて、やっぱり一般の社会性といいますかね、そういう観点も大事じゃないろうかと思いますが、そのあたりはやられていますか。

◎酒井教育政策課長 以前は例えば、管理職登用の際に、一部の教員にそういった民間の企業等を御訪問して研修を受けるような機会というのを設けていたというふうに、過去の例ではお聞きをしております。また、なかなか多忙化でありますとか、そういったような状況で現状ではやられていないということになりますので、例えば県庁でも同じようなその派遣とかそういうこともありますので、そういった民間の知恵を入れることもどうなのか、そういった点も含めて今後、学校組織のあり方検討委員会という会で、そういった点も含めてさまざまな角度からどういった人材育成のあり方がふさわしいのかということをお議論いただきたいと思います。そこでまた御議論いただければと考えております。

◎上田（周）委員 やっぱり大学というか、教員の免許取られて、教員になりますよね。違う世界のお話を聞いたら、新たな気持ちになって、それがまた授業へ生かせるというようなことも考えられますので、そのあたりぜひそういったカリキュラムの中へ、やっぱりこれからはそういうことは必要やないかと前から思ってますが、もう一回どうですか。

◎酒井教育政策課長 委員の御指摘も踏まえて、あと教育センターの研修でもその民間企業の経営者の方に来ていただいて、そういった講座を以前はやっていたりとかもしておりましたので、そういった、いわゆる教育家以外の方の御意見もいただけるような機会、そういったこともどういった形がふさわしいかも含めて検討させていただければと思います。

◎上田（周）委員 県庁の職員の方ももちろんですが、民間意識の導入ということをもう一回原点に戻って、また検討もしていただきたいと思いますので、よろしくお願ひいたし

ます。

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈高等学校課〉

◎明神委員長 次に、「須崎総合高等学校の現通学路の整備について」高等学校課の説明を求めます。

◎山岡高等学校課企画監（再編振興担当）兼再編振興室長 高等学校課企画監の山岡と申します。

報告事項の2つ目の須崎総合高等学校の現通学路の整備について御説明させていただきます。

報告事項の赤の高等学校課のインデックスの1ページをおあげください。

平成31年4月から須崎総合高等学校が開校いたします。これに関連いたしまして、現在の須崎工業高等学校の生徒が利用している通学路、つまり4月以降は、須崎総合高等学校の生徒が利用することとなる通学路の整備につきまして御説明したいと思います。

ポンチ絵の左上にあります事業の背景から御説明いたします。須崎工業高等学校と須崎総合高等学校の統合校である須崎総合高等学校につきましては、平成26年10月策定の県立高等学校再編振興計画の前期実施計画で移転先となる須崎工業高等学校の校舎の増改築やグラウンドの拡張などとともに、津波などの災害時には避難路としても活用できる通学路の整備も検討をするということにしておりました。そのため、須崎総合高等学校の北側、その下の地図で申しますと、文字で須崎総合高等学校と記載されている箇所の上の部分でございます。須崎総合高等学校の字で書いている上の部分に新しい通学路を整備する計画をしております。この新しい通学路につきましては平成29年2月議会で御報告させていただきましたけれども、須崎市道として整備するとともに、有利な起債制度を活用した上で須崎市の負担部分、交付税措置のない部分ですけれども、その部分につきましては県が須崎市に全額補助するというようにしております。ただ、ポンチ絵の下の整備スケジュールにありますように新しい通学路につきましては、ルートを決定した上で住民説明会や詳細設計、用地測量、用地買収、道路整備工事などをすることになります。平成29年の2月で御報告したときもそういった旨を説明させていただきましたけれども、完成年度が平成35年度の見込みとなっております。そのため事業の目的のところに記載しておりますように、須崎総合高等学校が平成31年4月に開校してから、新しい通学路が完成するまでの間の生徒の交通安全対策につきまして検討しました結果、現在須崎工業高等学校の生徒が通学に利用している須崎市道であります現通学路は道幅が狭いことから、統合による生徒数の増加に対応して通学時の交通安全を確保するため、新しい通学路の整備と同じスキームで平成31年度に現通学路の改修を行いたいというふうに考えております。

ポンチ絵の左下の現通学路の整備予定箇所をごらんください。①から②の間のところで

ございます。この部分につきましては須崎市道でございますが、須崎市道の大間本町西町1号線というところですが、この箇所につきましては50メートルのグレーチングにつきまして、この設置を平成30年度に既に須崎市が実施済みでございます。平成31年度に県が支援を予定しております箇所は、この②から③の市道大間本町西町1号線の残り70メートルのグレーチングの設置と①から④の市道大間本町1号線の一部に対象を設置しようとするものでございます。

概算事業費はポンチ絵の右上に記載しておりますように、70メートルのグレーチングの設置が約2,000万円。待避所の設置にかかる予算が約600万円というところでございます。費用負担の考え方につきましては、県と須崎市が協力して取り組む事業ではございますけれども、現通学路は須崎市道でありますので、須崎市が事業実施主体となって、社会資本整備総合交付金や過疎対策事業債など有利な制度を最大限活用したいと考えております。その上で統合による生徒数の増加に伴う通学時の交通安全を確保する趣旨といったところから、県が須崎市の実質負担分について全額補助するということにしたいと考えております。支援制度のスキームにつきましては社会資本整備総合交付金を活用して、具体的には事業費の52%の交付金を受けますとともに、いわゆる裏負担、残り48%につきまして有利な起債である過疎対策事業債を充当いたします。その上で交付税措置のない14.4%、48%の3割なんですけれども、14.4%の部分が本来須崎市の負担部分ですけれども、その部分を県が翌年度、平成32年度に全額負担するという趣旨でございます。県の負担額は事業費が2,600万円、2,000万円と600万円に対して2,600万円とした場合に、県の負担額は374万4,000円ということが予定されております。

説明は以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

#### 〈保健体育課〉

◎明神委員長 次に、「平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について」保健体育課の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査の結果について御報告をいたします。

お手元の総務委員会資料、報告事項、赤のインデックス、保健体育課の1ページと、別添でお配りさせていただいております調査結果の概要、こちらのほうを御用意いただけますでしょうか。赤いインデックス1ページの概要につきましては、今回の調査結果の特に特化したものをまとめているものでございます。本日はこの概要に沿いまして、別冊で配らせていただいております調査結果の概要をもとに説明をさせていただきたいと思っております。

スポーツ庁が実施いたしました平成30年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査結果が昨年12月20日に公表されました。調査概要の1ページをお開きください。今回、調査学校数は小学校199校、中学校116校、約1万100人の児童生徒が参加し、本調査が実施されました。本調査は児童生徒を対象としました実技に関する調査、児童生徒質問紙調査、学校に対する質問紙調査、教育委員会に対する質問紙調査からなっております。このうち実技に関する調査につきましては、握力、上体起こし、長座体前屈、反復横飛び等、8種目を実施し、それぞれの記録とそれぞれの記録を得点化し、合計されました体力合計点で結果を示しております。

調査概要の2ページをお開きください。調査が開始されました平成20年度は小学校5年男子、女子がともに全国47位、いわゆる全国最下位。中学校2年男子が全国45位、女子が全国46位と高知県の児童生徒の体力は全国最低水準であるということが数値的に明らかになりました。平成30年度10回目を迎えます本調査結果につきましては、そちらに示しますとおり、中学2年男子が体力合計点で2年続けて全国平均を超え、全国20位、小学5年女子と中学2年女子が体力合計点が過去最高値、小学5年生男子が過去2番目の数値となっております。全国平均値を50とする、いわゆる偏差値で見えますと、小学5年男子が49.7、女子が49.6。全国平均を超えました中学2年男子が50.6、女子が49.8とほぼ全国水準に達していると判断しております。

体力運動能力が向上してきました要因につきましては、大きくは体育授業の改善が挙げられます。別添調査概要10ページをお開きください。こちらの上にごございます②体育の授業が楽しいと答えた割合。さらにその下にごございます③体育の授業での運動量について、たくさん動く、また次のページ、11ページをお開きください。一番上にごございます③今、体育の授業で学習している内容はあなたの将来に役立つと思いませんか、こういった項目でそう思うと回答した割合は小学校男女、中学校男女とも全国平均を大きく上回っております。また同じく11ページ、下にごございます2学校の状況の中の①児童・生徒の体力・運動能力向上のための学校全体の目標設定した。また、12ページにごございます一番上の③運動・スポーツが苦手な傾向にある児童生徒向けの取り組みを現在行っていますかという項目。さらに少し飛びますが、16ページをお開きください。一番下にごございます外部人材の活用において、体育の授業に学校外の人材を活用した。これ全ての項目につきまして、小・中学校とも全国平均を上回る結果となっております。これらの数値からも、学校がチーム学校としてPDCAサイクルを回しながら授業改善に取り組んできた結果が体力向上につながっていると分析しております。

一方で課題としましては、本議会で久保副委員長からも御質問がありましたように、運動習慣の定着が挙げられます。別添調査概要6ページをお開きください。そちらの一番下にごございます運動習慣・生活習慣の状況の中の①1週間の総運動時間の分布につきまして

は、60分以上の割合が小中学校男女とも全国平均値を下回ってございます。運動時間の減少の要因としましては、今回の調査結果から分析しますと、7ページの③番にございますふだんの平日でのテレビ、DVD、ゲーム機、スマートフォン、パソコンなどの視聴時間が多いこと。8ページにございますように、児童生徒の運動部活動や地域のスポーツクラブへの加入率が低いこと。もう1枚めくっていただきまして、9ページ一番上にございますように、ふだんの登校方法として自動車等の利用が多いことなど、生活習慣の変化に伴う運動機会の減少によるものと考えられます。県教育委員会としましては本議会でも答弁させていただきましたように、多様な運動の楽しみ方を学ぶことができるように、中核となる教員を育成しながら各学校で授業改善をさらに図り、児童生徒に今まで以上に主体的・意欲的に運動に取り組む態度を育成したいと考えております。あわせて、縄飛びカードの活用や高知の子供体力アップチャレンジランキング等の取り組みを通して、児童生徒が楽しみながら運動できる機会をふやし、日常的な運動習慣の定着を図ることで一層の体力向上に努めてまいります。

保健体育課からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

次に、「『2022年度全国高等学校総合体育大会』の開催について」、保健体育課の説明を求めます。

◎山本保健体育課長 同じく報告事項の2ページ、3ページをお開きください。

2022年度全国高等学校総合体育大会の開催について御報告をいたします。

全国高等学校総合体育大会、いわゆるインターハイは教育活動の一環として高等学校生徒に広くスポーツ実践の機会を与え、技能向上とスポーツ精神の高揚を図るとともに、高校生活動を含めて生徒相互の親睦を深め、心身ともに健全な青少年を育成することを目標に実施されるものです。開催競技30競技、約3万7,000人の選手、監督が参加する高等学校最大のスポーツの祭典でございます。本県においては、平成になってから四国ブロック大会として平成元年と平成10年の2度開催されております。

このたびの平成34年、2022年度の大会開催については、公益財団法人全国高等学校体育連盟会長から四国4県教育長及び四国4県高等学校体育連盟会長に全国高等学校総合体育大会の開催について、平成30年12月6日付で依頼がございました。これを受けまして、四国4県教育委員会及び四国4県高等学校体育連盟において協議を行い、平成30年12月28日付で開催承諾を提出し、資料2ページにございますように、平成31年2月4日付で本県が2022年全国高等学校総合体育大会の開催地と正式に決定されました。

次の3ページにございますように、現在高知県で開催を予定している競技は水泳、ソフ

トボール、テニス、剣道、相撲、ボクシング、レスリング、少林寺拳法の8競技10種目で  
ございます。

今後の予定としましては、2020年度に準備委員会を設置、2021年に実行委員会を設置、  
2022年大会開催というスケジュールで取り組んでまいりたいと思っております。これから  
四国4県の教育委員会、四国4県高等学校体育連盟、各競技団体及び関係機関等との連携  
も図りながら準備を進め、高校生にとって夏の最高の思い出となるような大会にしてい  
きたいと思っております。

保健体育課からは以上でございます。

◎明神委員長 質疑を行います。

(なし)

◎明神委員長 質疑を終わります。

以上で、教育委員会を終わります。

お諮りいたします。以上をもって本日の委員会は終了とし、この後の審査については、  
あす行いたいと思いますが、ご異議ありませんか。

(異議なし)

◎明神委員長 それでは、以後の日程については、あすの午前10時から行いますので、よ  
ろしくお願いします。

本日の委員会は、これで終了します。

(16時42分閉会)